

日朝関係における偽使の時代

伊藤 幸司

はじめに

1. 偽使の発生と展開 —15世紀前半の通交統制と博多商人—
 - (1) 偽使の初見
 - (2) 世宗期の通交統制策
 - (3) 九州探題渋川氏との連携
 - (4) 大友氏との連携
 - (5) 中央政権との連携
 - (6) 宗貞盛の博多進出と博多商人
 - (7) 癸亥約条の成立とその影響
 - (8) 新たな通交権の模索
 - (9) 博多商人以外の通交者たち
2. 偽使通交の拡大と変容 —15世紀後半の対馬宗氏と博多商人—
 - (1) 1450年代以降の深処倭名義の通交権
 - (2) 「朝鮮遣使ブーム」の実態と対馬宗氏・博多商人
 - (3) 16世紀～17世紀前半の偽使通交

おわりに

はじめに

「^{ぎし}偽使」は、14世紀末期～17世紀前半の日朝関係を実態的に解明する上で、避けては通れない研究課題といえる。朝鮮側史料で「中間詐偽者」⁽¹⁾「中間奸人」⁽²⁾などと呼称された偽使の素性を冷静に判別し、その創出論理を明らかにしない限り、新たな日朝関係史を構築する素地が出来ないからである⁽³⁾。本稿は、「朝鮮遣使ブーム」のような特定の通交現象や、個別の通交名義ごとに行われてきたこれまでの偽使研究の成果を土台として、そこに新知見を交えつつ偽使の視点

(1)『成宗実録』1年9月丙子条。

(2)『中宗実録』4年4月癸酉条。

(3)橋本雄氏は、情報論の視点から偽使問題を分析する中で、偽使の技法を紹介しつつ偽使認定作業のあり方についても述べており[橋本2004]、その成果は本稿でも参考とさせて頂いた。

から14世紀末期～17世紀前半の日朝関係史を体系的に考察するものである。特に、研究が急速に深化している三浦の乱(1510年)以前の日朝関係、即ち15世紀の偽使を中心に述べていく。考察に先立ち、まず偽使の定義を確認しておきたい。偽使とは、「第3者が、貿易利潤を獲得するために、ある人間(実在しなくてもよい)の名義を騙ることで外国に通交した偽りの外交使節」のことである[橋本2003、151頁]。しかし、単に偽使といっても、その通交形態は非常に複雑で様々なモデルパターンがある。以下に、暫定的ではあるが当該期日朝通交における通交のモデルパターンを示しておく。

【日朝通交のモデルパターン】

I. 真使

II. 真使便乗型 ※真使なので偽使とはいえないが内実が純粋でない…

第3者が真使に便乗して通交

III. 請負通交型 ※純粋に通交貿易を請け負っている場合は偽使とはいえないが、請負人の不正通交が可能

通交名義人が第3者に通交貿易を請け負わせて通交(通交名義人の一定度の主体性が存在)

IV. 名義借通交型

第3者が通交名義人に名義を借りて通交(恒常的借り請けではない)

(通交名義人の主体性は稀少だが、通交実態は把握し何らかの利益を吸収か?)

V. 名義譲渡通交型

第3者が通交名義人から通交権を恒常的に譲渡されて通交

(通交名義人は一定度の利益を吸収)

VI. 通交名義詐称型

第3者が実在の通交名義人の名義を勝手に詐称して通交

VII. 有力者名義詐称型

第3者が実在の有力者(通交歴なし)の名義を勝手に詐称して通交

VIII. 架空名義詐称型

第3者が架空の人物(有力者を想起させるような)の名義を詐称して通交

IX. 架空国家詐称型

第3者が架空の国家の使節を詐称して通交

類型Iは、通交名義人と実際の派遣主体が一致する問題のない使節である。類型II～IVは、いわゆる純粋な偽使とはいえないが、実態の一部に偽使的通交手法を用いており、いわばグレーゾーンの通交形態といえる。類型V～IXは、完全な偽使である。このように、類型番号が大きくなるのに伴い、通交名義人の主体性が徐々に弱まり、存在しなくなることが分かる。

ところで、従来、偽使派遣勢力の主要な実態として、対馬宗氏と博多商人の存在が指摘されているが、本稿では特に博多商人の動向に注目して考察を進める。本稿の構成として、まず第1章では偽使が発生し展開した15世紀前半の日朝関係について、特に世宗期の対日通交統制策と

博多商人の対応に注目して考察を行う。続いて第2章では、偽使通交が拡大した15世紀後半の日朝関係について、特に深处倭名義の通交の実態と博多商人と対馬勢力の連携のあり方について考察を行う。そして、最後に東アジア通交圏における偽使の歴史的な位置付けが出来ればと考えている。

1. 偽使の発生と展開 —15世紀前半の通交統制と博多商人—

(1) 偽使の初見

朝鮮王朝は建国以後、倭寇懐柔政策を施行し、経済的な利益供与と引き替えに倭寇を平和な通交者へと変質させることに成功した。この結果、様々な階層の多くの日本側通交者が朝鮮に渡航するようになった。この状況下、既に、14世紀末期から通交名義と派遣主体が乖離する使節が登場している[田村1972]⁽⁴⁾。偽使の初見は、1397(太祖6)年6月に現れた「日本九州節度使源了俊」名義の使節である⁽⁵⁾。九州節度使源了俊とは、九州探題として室町幕府の九州経営に尽力し、倭寇対策や被虜人送還をはじめとする活発な朝鮮通交を展開した今川了俊を現しているが[川添1996、第5章]、了俊は1395(応永2)年8月に足利義満によって探題職を罷免されている。了俊に替わって九州探題となった渋川満頼が博多に到着したのは、翌年4月のことである。6月の了俊使送は、渋川氏探題着任後に行われており明らかな偽使といえる。渋川満頼が初めて朝鮮に通交したのは、1397(太祖6)年12月の「日本関西道九州探題源道鎮」名義の使節である[川添1996、第6章]。おそらく先の了俊使送は、今川了俊の下で実際の通交貿易を担っていた勢力か、新たに探題として着任した渋川満頼によって創出されたものと推測できる(類型VI)。

(2) 世宗期の通交統制策

朝鮮王朝初期、平和な通交者となった倭人には経済的利益を供与していくという倭寇懐柔政策は、一定度の成果を挙げ、朝鮮半島に対する倭寇は大きく減少した。しかし、朝鮮に渡航する倭人が増大する一方で、それに伴う朝鮮側の経済的負担が膨大化し、国家財政を圧迫した。そのため、1419(世宗1)年の己亥東征(応永の外寇)以後、朝鮮政府は日本側通交者の渡航を徐々に規制するようになった。次の一覧表は、中村栄孝氏の見解に従い[中村1965、第11章]、書契・文引による対日通交統制策の変遷をまとめたものである。以後の考察は、この一覧表を参考としながら進めることにする。

【朝鮮政府の対日通交統制策 —書契・文引による統制を中心に—】

時 期	内 容	典 拠
太宗7年(1407)7月	興利倭船は慶尚道の都万戸のいる浦所のみに入港し、渠首(居	『太宗実録』7年7月戊寅条

(4)初期の偽使については、[田村1972]の成果に負うところが多い。ただし田村氏の考察は、偽使に類する事例を多く提示するものの、体系的な考察という点では不十分である。

(5)『太祖実録』6年6月辛丑条。

	住地の有力者) の行状を所持して渡航すること	
太宗14年(1414)8月	日本国王・対馬島・大内殿・少弐殿・九州節度使など10処の倭使以外の渡航を禁止する	『太宗実録』14年8月丁未条
世宗1年(1419)6月	己亥東征(応永の外寇)	
世宗1年(1419)冬	九州の諸氏は九州探題の書契を受けて渡航すること(書契による統制)	『世宗実録』2年7月壬申条
世宗2年(1420)閏1月	対馬島内の渡航者は、対馬島主の書契を受けて渡航すること	『世宗実録』2年閏1月壬辰条
世宗6年(1424)8月	九州探題渋川義俊名義の渡航者増大のため、渋川義俊と歳遣船2船を定約し、その書契に新造の図書を著すこと	『世宗実録』6年12月戊午条
世宗8年(1426)5月以前	宗貞盛が使送船・興利船に島主文引を発給し、これを所持しない者を接待しないよう李芸に要請	『世宗実録』8年5月甲寅条
世宗13(1431)11月	通信倭人以外でただ行状のみを持って往来する者は、京畿に入れないこととする	『世宗実録』13年11月己卯条
世宗16年(1434)4月	宗貞盛書契を有す渡航者増大のため、宗貞盛が書契の形式によって接待の優劣を区別するよう要請	『世宗実録』16年4月戊申条
世宗17年(1435)9月	受図書人も対馬島主文引を携帯して渡航すること(文引による統制が組織的に運用開始)	『世宗実録』17年9月丁丑条
世宗18年(1436)閏6月	対馬島及び諸処の使送人は、対馬島主文引を所持して渡航し、文引には船の大小、使者・乗組員の名目を書き載せること	『世宗実録』18年閏6月辛卯条
世宗20年(1438)10月	文引の制に関する約条確立	『世宗実録』20年10月己巳条
世宗21年(1439)2月	日本国王・管領武衛・大内殿・菊池殿の使人、かつて通信した者が親しく来朝する場合、井大郎のように誠心帰順する者は文引の制の適用外	『世宗実録』21年2月乙卯条
世宗21年(1439)4月	諸処の使人に偽造・改竄書契が多いため、渡航者の真偽を検討してから文引を発給するよう要請	『世宗実録』21年4月甲辰条
世宗21年(1439)10月	魚・塩の商売船は文引のみで渡航できるが給料・過海糧は支給せず、受図書人の文引所持の励行のこと	『世宗実録』21年10月丙申条
世宗21年(1439)10月	宗貞盛図書を著した書契をサンプルとして三浦に分置、渡航者の書契と照合検査し、偽造・改竄書契があれば接待せずに還送すること	『世宗実録』21年10月庚子条
世宗22年(1440)1月	偽造・改竄書契を所持して浦所に来航する者の取り扱いが決定	『世宗実録』21年10月乙未条
世宗25年(1443)	癸亥約条成立	
成宗2年(1471)以前	日本からのすべての渡航者は対馬島主文引を所持して渡航すること	『海東諸国紀』『朝聘応接紀』

さて、世宗期に整備された通交統制は、それまで比較的自由であった日本側通交者の朝鮮渡航に対し、書契や文引といった外交文書の所持を義務付けることで、渡航者数の抑制・管理とその峻別を図るものであった。特に、日朝通交の要^{かひなめ}ともいえる対馬島主に渡航証明書となる文引を発行してもらう文引の制は、日朝通交における対馬島主宗氏の重要性を確定的にし、以後の日朝通交の基本的枠組みとして19世紀(明治初期)まで維持されたシステムである。このような世宗期の通交統制は、とりわけ朝鮮通交を指向する対馬島主宗氏以外の日本側通交者にとっては、朝鮮との通交貿易を遂行する上で、非常に大きな障害となり得る制度であり、その対応を模索しなければならなかった。次節以降では、まず朝鮮との通交貿易を強く指向した博多商人に焦点を当てて⁽⁶⁾、彼らがこの通交統制策にどの様に反応したのかについて考察を進める。

(3) 九州探題渋川氏との連携

1419(世宗1)年の己亥東征(応永の外寇)以後、日朝通交の場で対馬に替わって台頭したのは九州探題渋川氏であった[田中1959、307～308頁][川添1996、205～210頁]。対馬討伐が行われた年末、朝鮮政府は、九州の諸氏について九州探題の書契を受けて渡航することを定めている。朝鮮が、今川了俊以来の九州地域の統制者渋川氏に対し、増大する日本側通交者の渡航規制を期待したのである。当該期、九州における探題の政治力は微弱で、渋川氏が九州地域の朝鮮渡航者を規制する実力は微塵もなく、渋川氏に対する朝鮮側の期待は過度に評価されたものであった。朝鮮側は、それから間もない時期に、対馬島内の諸氏に対しても島主の書契を受けて渡航することを定めている。これにより、いわゆる書契による通交統制の網が主要な通交者たちに適用されることになった。そのため、単なる貿易を志向する倭人の通交は著しく不利になり、九州探題渋川氏が非常に有利な通交を展開できることになった。1423(世宗5)年、朝鮮に琉球国使送人と称する使節が現れたが、彼らの所持した書契・函書・客人は何れも琉球のものではなかったため、礼物の授受を拒否されるという事件が起こっている(類型VI)⁽⁷⁾。管見の限り、これが偽琉球国王使の初見である。この時期は、対馬・博多商人らが真使の琉球国王使を請け負うという通交形態が出現する以前に相当している[田中1975、307～308頁]。この時期に、突然、偽琉球国王使の形態で通交が行われた背景には、書契による通交統制の影響があったのではないかと考えるべきであろう。琉球国王使は、渋川氏や宗氏の発行する書契による通交統制を受けない通交名義であり、統制によって不利を被った(或いは被るかも知れない)人々によって創出されたものと推測する。このように、書契による通交統制は、後に適用される文引の制には及ばないものの、一定度の有効性はあったものと思われる。

渋川氏は、朝鮮側の統制策を最大限に活用し、平満景など探題管下の人々と共に頻繁な朝

(6)通交統制策と対馬勢力の関係については、中村栄孝氏・長節子氏・黒田省三氏・荒木和憲氏の研究蓄積がある[中村1965][長1987][黒田1971][荒木2004]。

(7)『世宗実録』5年1月丙戌条。

鮮通交を行った。しかし、数年後、日本回礼使朴安臣が渋川義俊に対して「…然れども⁽¹⁴²⁴⁾1年の内、使人或いは20余行に至る。豈に皆閣下の使人か。皆、興利を請う者を率いるなり」⁽⁸⁾と抗議しているように、その内実は「興利を請う者」(=博多商人)が展開する貿易活動であった。つまり、本来ならば著しい通交規制を受けるはずであった博多商人は、渋川氏名義の通交を請け負ったり名義を借りることで自らの欲求する貿易活動を有利に充足させていたのである(類型Ⅲ、類型Ⅳ)。勿論、渋川氏側には、自らの特別な朝鮮通交権を梃子にして、求心力を獲得するという意味合いがあった。このような状況が続いたため、1424(世宗6)年、朝鮮政府は渋川義俊との間に、探題使節の通交は春秋2回という通交制限を設けて、探題使節と単なる貿易者(博多商人)を区別しようと試みている。しかし、その翌年7月頃、渋川義俊は少弐満貞・菊池兼朝によって攻められて没落し[本多1988]、渋川氏一族は分散、渋川満頼は上洛し、義俊は筑後国に蟄居した[川添1978]。

九州探題渋川氏を利用した通交を展開することで、書契による統制を回避するのみならず、非常に有利な貿易を展開していた博多商人にとって、探題使節船の制限、そしてその後の探題の没落は大きな失望感を与えた。では、その後の博多商人は、如何にして通交統制を回避しようと試みたのであろうか。

1つは、渋川氏(道鎮・義俊・満直)^(満頼)名義の使節の継続派遣という手段である(類型Ⅵ)。既に、博多の地に渋川氏の存在は無かったが、以前から渋川氏名義の通交を行っていた博多商人は、渋川氏没落の情報を朝鮮側に秘匿することで、その通交権を保持した。この形態の偽使は、渋川氏没落後から間もない時期から登場している⁽⁹⁾。しかし、この前年、渋川氏自身の通交が朝鮮側によって制限され、既に日朝通交上における渋川氏の優位性が崩壊していたため、渋川氏名義の通交形態の継続のみでは以前のような繁多な貿易は望めなかった。そこで、さらなる通交権の拡大が模索された。それが宗金の事例に確認できる博多商人の受図書人化である。九州探題と密接に関係して朝鮮通交を行っていた宗金は、自分の通交の拠り所としていた渋川氏の没落を目の当たりにした直後、朝鮮に図書の下賜を要請し、受図書人として独自の通交権を確立している[佐伯1999、105～106頁]。

(4) 大友氏との連携

渋川氏没落以降、朝鮮通交を円滑に遂行する上で博多商人が最も希求したのは、渋川氏に替わる有力者と提携し、その通交貿易を担うことであった。なぜなら、当該期朝鮮側の渡航者に対する対応として、書契による統制に加えて、通交歴のない博多商人のような倭人の単独通交は接待を拒否される傾向が強まっていたからである⁽¹⁰⁾。それ故、彼らは朝鮮側も容認し得るほどの有力者の存在を切望した。渋川氏没落後の博多は、少弐氏・大内氏・大友氏などの守護大名によ

(8)『世宗実録』6年12月戊午条。

(9)『世宗実録』7年9月乙卯条。

(10)『世宗実録』16年1月庚子条。

って争奪戦が繰り広げられたが、他者を排除して領有した者はいなかった[佐伯1978]。しかし、1429(永享1)年大友持直が博多^{おきのほま}息浜の回復に成功する。大友氏が領有した息浜は、『海東諸国紀』に記載されるすべての博多貿易商人が集住した、当該期博多における貿易活動の中核地であった[佐伯1987、440～441頁]。しかも、渋川氏没落後、渋川氏が保有していた書契発給権は分散し、大友氏は佐志殿や志佐殿と共にその発給権を朝鮮側から黙認される有力者であった[中村1965、453頁]。宗金をはじめとする博多商人からすれば、朝鮮側から「大友殿」と呼称され、さらに書契による統制の根幹となる書契発給権も有する大友氏との密接な連携は、当然の帰結であったといえる。1428(世宗10)年末、早速、宗金が大友持直のために朝鮮に田犬2隻を求請している⁽¹¹⁾のは象徴的である。翌年7月、大友持直は初めて朝鮮に使節を派遣⁽¹²⁾し、以後、通交貿易を継続した⁽¹³⁾。

このように大友氏の朝鮮通交開始の契機となったのが、息浜の獲得に起因していることは間違いない。しかし、息浜は大友領国において近隣の香椎・志摩郡と共に遠く離れた飛び地として存在していたため、大友氏による息浜支配は、大内氏が配下の家臣を代官に直接任命して展開した博多支配[佐伯1985]ほど強力ではなかったと思われる。それ故、当初、大友氏の息浜支配を担う代官には博多商人宗金が任命されていた[佐伯1996、17～18頁]。このような大友氏と息浜の関係を考慮すれば、大友氏の朝鮮通交に対する指向性は、自らが強力なイニシアティブを持って直接展開するという性格のものではなくて、多くの面で博多商人に任せられたものだったのではなかろうか。まさに、かつての渋川氏名義の請け負いや名義借通交のような形態が、大友氏と博多商人の間でも行われていたものと推測する(類型Ⅲ、類型Ⅳ)。

さて、博多息浜を領有した大友持直であったが、1432(永享4)年大守護抑圧策を取る室町幕府(足利義教)が大友家家督相続に干渉し、大友氏惣領は親綱(持直の従兄弟にあたる親著の子)に移った。さらに、幕府の干渉は大内氏にも及んだため大内家内部にも内訌が勃発し、ここに少弐氏も交わって、大友持直・大内持盛・少弐満貞(満貞は、1433[永享5]年8月に戦死)と大友親綱・大内持世の対立が生まれた。この結果、大内持直は、幕府の支持(「大友・少弐御治罰御教書并御旗」)を受けた大内持世に敗れ、1436(永享8)年6月の豊後姫岳城落城後、没落した⁽¹⁴⁾。しかし、朝鮮通交上は、大友持直没落後も同氏名義の通交は継続されている。しかも、彼が

(11)『世宗実録』10年12月辛卯条。田犬とは、狩りに用いる犬のことである。

(12)『世宗実録』11年7月甲戌条。なお、大友氏の朝鮮通交を扱ったものに、[外山1982、第1編第5章]があるが、近年の中世日朝関係史研究の成果を鑑みれば、修正すべき箇所が多々ある。

(13)大友持直の使者には、「宗阿弥陀仏」「所阿弥」のように阿弥号を有する時衆が起用される場合があった(『世宗実録』19年8月戊辰条、20年6月戊寅条)。彼らは、博多息浜にあって土居道場とも称された称名寺の関係者と推測される。

(14)その後の大友持直の動向は不詳だが、「志賀文書」(『続編年大友史料』4、102号)「大友氏系図」(『続群書類従』第6輯上)、『寛政重修諸家譜』などの国内史料によれば、1445(文安2)年1月4日に死去したことになる。

死去したと伝えられる1445(文安2)年以降も持直名義の通交が存在する⁽¹⁵⁾。これらは、まさにかつて渋川氏が没落した直後の状況と非常に類似している。おそらく、博多商人たちは持直使送を請け負っていたため、持直没落やその死後も通交権を確保することができたのであろう(類型VI)。なお、1439(世宗21)年の段階で、朝鮮側が近年大友殿の書契を所持して渡航する者が多いことを指摘しているが⁽¹⁶⁾、その実態は博多商人が大友殿書契を携帯して通交貿易を展開していたのであろう。こうして考えてみると、15世紀段階の大友氏の朝鮮通交の実態は、従来評価されている[外山1982]ほど高くないのではなかろうか。おそらく、その内実は持直使送のように請け負いや偽使が多いのではなかろうか。それは、『海東諸国紀』「大友殿」⁽¹⁷⁾の記載を見ても容易に察しが付く。そこでは、永享年間以降に勃発した北部九州地域の政治的混乱に対する大友氏内部の分裂状況が述べられているが、これが国内史料によって復元できる実際の変遷と合致していない。これらの情報は、朝鮮に渡航した複数系統の大友氏名義の使節によってもたらされたものであり、かつ近年『海東諸国紀』に記載される多くの日本側通交者が偽使であったと報告[長2002b]されていることなどを考慮すれば、当該期大友氏の朝鮮通交は決して過大評価できないであろう。『海東諸国紀』「大友殿」の末尾に、「大友殿は九州に於て兵強し。小二而下皆之に敬事す。然れども大友を称する者は数人なり。豊後州は九州の東の地に在りて、最も遠し。来る者稀少にして、未だ能く其の真偽を弁ぜず」とあるのは、まさに実態を言い当てているのではないか。おそらく、大友氏が主体的に直接朝鮮通交を展開するのは、日朝牙符を獲得し、対馬宗氏と接触のあった[橋本1998、10～11頁]16世紀前半ではないかと考える。

(5) 中央政権との連携

博多商人は大友氏の通交を担う以外にも、通交統制を回避する手段を講じていた。それが、中央政権(室町幕府)や来日した朝鮮通信使との接触である。当該期、足利義教の朝鮮外交は、断絶から再開に転じた対明外交とは裏腹に、朝鮮からの使節への回礼使も送らず、ただ大蔵経を求める求請使のみを派遣するという非常に消極的ともいえる外交姿勢を執っていた[関1997、141～142頁]。この状況下、幕府の遣明船再開(1432[永享4]年)に尽力した宗金は[伊藤2002a、122～124頁]、朝鮮通信使朴瑞生の接待や護送(及び護送に便乗する貿易も実行)、被虜人送還や有効な日本情報を提供することで朝鮮側の歓心を買ひ、併せて室町幕府及び管領斯波氏の朝鮮通交を代行する立場を獲得した[田中1959、54～55頁][佐伯1999、112～116頁]。宗金のこうした活動は、当該期の通交統制と決して無関係ではない。書契による統制に加え、宗貞盛が使送船や興利船に対馬島主文引の携帯義務まで提案した当該期、博多商人は通交権確保・拡大のためのさらなる工夫をしていた。まさに、中央政権との提携は究極の選択であったと思われる。そして宗金は、博多商人道性と共に日本国王使として朝鮮に渡航を果たし、1430(世宗12)年2

(15)例えば、『世宗実録』19年5月乙未条、『世祖実録』2年4月庚申条など。

(16)『世宗実録』21年4月乙未条。

(17)申叔舟著・田中健夫訳注『海東諸国紀』(岩波文庫、1991年)174～177頁。

月に辞す際、朝鮮側から日本国王のみならず管領斯波義淳宛ての書契も託されている⁽¹⁸⁾。この時、彼は自分自身が日本国王使の使節として渡航すると平行して、同時に受図書人としての通交権も行使し宗金使送人も派遣⁽¹⁹⁾するなど二重通交を展開している。まさに宗金は、朝鮮側の通交統制の網にまったく係らない日本国王使を活用して通交貿易の拡大を図ったといえる。この状況下、1431(世宗13)年2月、日朝通交の場で初めて偽日本国王使が登場する[関1997]。この時、日本国王使を名乗る舍温は、京都から伝送されたという書契を所持して渡航したが、朝鮮側はその礼儀を欠いた書契が^(足利義教)国王の書でないことを見破っている⁽²⁰⁾。この翌年、大蔵経を求請する真使の日本国王使梵齡と而羅^{しろ}(四郎、宗金の子)がもたらした書契に、「比三数歳、以封内事殷、間缺報信、非緩也」⁽²¹⁾とあり、この3年間国王使の通交がなかった理由を説明していることから、舍温の国王使が偽使であったことは確実である(類型VI)。では、この偽日本国王使は誰によって創出されたのであろうか。最も可能性が高いのは、この偽使に使送人を同行させている宗金であろう[関1997、143頁]。つまり、博多商人が国王使の使節になろうとしても、国王使派遣のイニシアティブはあくまで日本国王(室町殿＝足利義教)側にあり、その頻度は彼らの欲求を決して満たすものではなかった。そこで、独自に国王使名義の偽使を創出して、自由意志に基づく通交を実現しようとしたのが、先の舍温の偽日本国王使だといえる。しかし、国王使レベルの偽使を創出するには、先例を踏襲し敵礼にあった国書(書契)・使節・礼物などを用意する必要がある。東アジア的規模で通交貿易を展開する博多商人にとって、礼物の調達は問題なかったが、外交折衝(漢詩文交歓[村井1995]なども含む)に長けた使節(正使・副使)の人選や「遣朝鮮国書」の偽造は一筋縄ではいかなかった。特に、国書の偽造は容易ではなかったと思われる。国王使の国書の文面は、修辞技術や故実・古典知識を駆使して作成されており、この種の漢詩文能力に長けた京都五山系の禅僧がその都度選定されて起草しており、最後に「徳有鄰」の印が捺印されていた。その他、国書の料紙やその折り方、国書を入れる書箱についても一定度の慣例があった[橋本1997c][伊藤2002c]。つまり、国書偽造のためには、一定度の技術(ノウハウ)が必要とされたのである。この点で、偽日本国王使を初めて創出した博多商人には、そのようなノウハウはまだなかったといえる。ゆえに、舍温の偽使も、朝鮮側に書契の不審点を指摘されたため完全な成功には至らず⁽²²⁾、独自の偽日本国王使の派遣は頓挫する。

(6) 宗貞盛の博多進出と博多商人

北部九州の政治的混乱が続いた当該期、1431(永享3)年11月に大内持世の豊前・筑前進攻が開始されると、少式嘉頼の出陣要請を受けた宗貞盛が、翌年3月4日以前に筑前へ渡海し、4

(18)『世宗実録』12年2月壬午条。

(19)『世宗実録』11年12月己亥条。

(20)『世宗実録』13年2月丙午条、同年3月庚午条。

(21)『世宗実録』14年5月庚辰条。

(22)ただし、朝鮮側はこの偽日本国王使に対しても少量の回賜品を下賜している(『世宗実録』13年3月丁丑条)。

月には博多を掌握した[佐伯1978]。以後、少弐・宗体制の支配領域は博多湾岸地域一帯に及んだ。宗氏による博多の軍事的掌握は、宗氏が博多—対馬—朝鮮という主要流通ルートを確認したことを意味し、これを画期として宗貞盛の朝鮮通交は外交主目的通交から貿易を主目的とする通交に変化している[荒木2003]⁽²³⁾。対馬では、書契による通交統制後、対馬島内の中小領主のみならず早田氏のような有力者までもが宗貞盛の名義を借りて形式的に使送人となって貿易に従事するなど(類型Ⅳ)、貞盛は在地勢力の貿易活動を通交統制を利用することで自らの統制内に吸収していた[長1987、164～168頁][荒木2003]。このような動向が宗貞盛の通交が貿易主体となった背景にあると思われるが、この名義借通交のなかには対馬島内勢力のみならず博多商人の存在があったと考えられる。物資の集散地博多は、宗氏にとって自らの朝鮮通交貿易を恒常的かつ円滑に遂行していくためにも重要な拠点であった。即ち、博多は通交上必要不可欠な物資の調達を行う場であり、回賜品の転売を行う主要な市場であったといえる。そのために、博多に進出した宗氏は、非常に早い段階から博多商人を保護し、密接な関係を形成しようと努めている。一方、博多商人側も、渋川氏没落後、博多息浜に進出してきた大友氏と結んだように、通交統制の渦中であって、朝鮮通交に精通し書契発給権も保有する宗貞盛とも密接な関係を結び、自らの朝鮮通交権を確保したいという意識が強かったと思われる。既述したように、朝鮮側の通交統制が強まる中、博多商人は独自に通交することが困難な状況に置かれており、彼らは大友氏名義の通交貿易や日本国王使の使節になったりと様々な手段を講じていた(ただし、偽日本国王使の創出には失敗し頓挫している)。その意味で、宗氏と博多商人の思惑は、朝鮮通交を指向する上で合致しており、おそらく博多商人たちは宗貞盛の名義借通交を行っていたのであろう(類型Ⅳ)。1434(世宗16)年、宗貞盛が朝鮮側に対して、書契への捺印箇所の違いによって、宗貞盛自身の通交と、諸氏の通交(名義借通交)を区別するので、以後は接待の差別化をするように提言しているのは、如何に貞盛の名義借通交が多かったのかを物語っている[荒木2003、90頁]。

しかし、1436(永享8)年の北部九州をめぐる攻防で、少弐・宗体制による博多支配は頓挫し、翌年5月から大内持世の積極的な博多支配が開始される。以後、宗氏による博多支配が復活するのは、1440(永享12)年大内持世の申請によって幕府が少弐嘉頼を赦免[佐伯1992]した後の同年8月である。ところで、宗氏が博多支配から撤退したこの間は、日朝通交における統制が強まった時期でもある。従来、日朝通交の場では書契による統制が主要な規制策であったが、1426(世宗8)年5月以前、宗貞盛は使送船・興利船に対して対馬島主文引を発行するので、朝鮮側は文引不所持の者を接待をしないで欲しいという提案をした。この新たな提案は、1435(世宗17)年受図書人に対しても適用されることになり、ここに文引による統制が組織的に運用され始めた。受図書人である宗金も文引の適用者となったわけである。そして、1438(世宗20)年10月、すべての日本側通交者(当初は日本国王及び諸巨酋使は対象外)は対馬島主文引を所持して渡航しなければならないという文引の制が確立した。このような通交統制の適用は、博多商人の朝鮮通

(23)以下、第7節と第8節の記載は、[荒木2003]の成果に負うところが多い。

交貿易に多大な影響を及ぼしたと考えられる。それまで、九州探題渋川氏名義・大友氏名義・宗貞盛名義の偽使や名義借通交を展開していた博多商人(宗金は受図書人としての通交も)にとって、すべての通交形態が文引による統制の対象となってしまったからである。しかも、名義借通交の名義人である宗貞盛は、この間、大内持世によって博多支配から撤退しており、博多商人による朝鮮通交の環境は不安定要素が渦巻いていたといえる。

ところで、文引の制が全面的に導入された翌年の1439(世宗21)年は、4月までの時点で「今年使人無慮一千三百余人」という膨大な渡航者の朝鮮通交が確認され、朝鮮側はその接待に窮した⁽²⁴⁾。「諸処使送人」の多くは、島主文引を受けずに渡航する者(宗貞盛以外の発給する文引を受けて渡航する者も含む)、偽造書契や塗抹書契を所持して渡航する者、書契・文引を詐偽して受けて渡航する者たちであった⁽²⁵⁾。つまり、文引の制導入により、日本から朝鮮半島へ渡航する者が厳密に管理された結果、従来見過ごされていた多くの違法通交者の内実が白日の下に晒されたわけである。このため、朝鮮政府は宗貞盛に対して敬差官を派遣し、「諸処使送人」への島主文引の発給の励行と共に、特に「^(九州)陸地諸処使送客人等」の真偽を厳密に判別して文引を発行するように指示している。このことは、裏を返せばこれ以前の朝鮮政府が「諸処使送人」の多様な偽使の存在を察知できずに(或いは察知していたとしても対応策が無く)受容していたことを意味する。さらに、同年10月、朝鮮側は依然として「冒受書契而來者」が横行する事態を憂慮して、このような書契を所持して渡航した者への詳細な対応策を決定した(正式な施行は翌年1月から)⁽²⁶⁾。この結果、宗貞盛・宗盛国・宗茂直名義の書契を偽造・改竄して渡航する者や、使人やその名義を詐称して渡航する偽使が相次ぎ、時には宗貞盛図書(「宗氏都都熊丸」図書)を偽造(私図書の作成)・偽着する者まで登場したが、朝鮮側は偽使の存在が露見した時点で、土物の授受を拒否し接待せずに還送した⁽²⁷⁾。

さて、ここで朝鮮側が偽使として宗貞盛に最も注意を喚起したのは、九州の使送人の所持する書契である。なぜなら、偽使の実態として、「宗貞盛・宗彦七・宗茂直等書契」を受けてくる倭人には対馬島外の間人も含まれており、「佐志殿・志佐殿・薩摩州・石見州・大友殿書契」を受けてくる者でも、それを偽造して来る「姦詐の徒」が多く含まれていたからである⁽²⁸⁾。では、ここに見るような偽造・改竄書契⁽²⁹⁾を所持して通交した九州使送人の正体は誰であろうか。おそらく、その主要な勢力として博多商人の存在があったものとする。博多商人は、これ以前から、書契による統制回

(24)『世宗実録』21年4月甲午条。

(25)『世宗実録』21年4月乙未条、同月甲辰条。

(26)『世宗実録』21年10月乙未条。

(27)『世宗実録』21年10月甲申条、10月癸未条、11月丙寅条、11月己未条、12月己卯条、22年5月庚申条、24年10月壬子条、27年6月辛亥条。

(28)『世宗実録』21年4月乙未条。

(29)書契偽造とは、オリジナルな書契が存在せず、始めから作成された偽書のことをいう。改竄書契とは、オリジナルな書契が存在し、オリジナルを参考にして文面を改竄することで作成されたものをいう。

避策として九州探題渋川氏名義・大友氏名義・宗貞盛名義の偽使や名義借通交を展開していた。しかも、偽造書契の名義として宗貞盛と共に名前が挙げられている宗盛国や宗茂直は、宗氏が筑前へ進出した際に、積極的な博多支配を展開し博多商人と関係を深めていた人物である。宗氏の博多撤退に伴い、博多商人は文引発給者の宗氏と恒常的に連携することが不可能となり、先のような偽使創出に至ったものと推測される。しかも、通交統制の遵守を求める朝鮮側の対応によって、博多商人による各種名義の使送人の大量派遣が不可能となったため、それらが統制を回避し貿易を展開できる合法的手段として有効なものとはなり得なくなったのである。しかし、通交統制を回避するために、書契や文引の偽造・改竄、凶書の偽造・偽着、詐称といったあらゆる手段を駆使してまでも貿易を実現しようと試みた彼らの論理や思考は、その技術がまだまだ未熟だったとはいえ、後々本格的に登場する偽使創出テクニックへの経験・胎動となったといえる。

(7) 癸亥約条の成立とその影響

1440(永享12)年8月以降、博多は宗氏と大内氏による断続的な支配が続くが、1447(文安4)年大内教弘が筑前守護に補任されると、少弐・宗体制は弱体化し、宗貞盛自身、筑前で多くの知行地を喪失して対馬に帰島した。この間、短期的にはあるが、宗氏の博多支配が復活した時期もあることから、博多商人による宗貞盛の名義借通交が再開されたのであろう。しかし、この通交形態は、1443(世宗25)年宗貞盛と朝鮮との間で交わされた癸亥約条によって著しく低下する。即ち、対馬島主の歳遣船が50船に限定されたため、貞盛の名義借通交権が縮小してしまったのである(同時に朝鮮は対馬島郡主宗氏との間にも順次歳遣船定約を導入)。しかも、多数の宗氏被官が筑前・肥前の所領を喪失し、その代替給付として歳遣船の所務を希求し、歳遣船の知行対象化が進行したことで[荒木2003]、宗氏名義による博多商人の通交権が保障されなくなった。ここに至って、博多商人は書契・文引による統制策を合法的に回避する新たな手段を模索することになる。

その1つが日本国王使への便乗である(類型Ⅱ)。重要な事例であるので、以下に詳述する。1448(世宗30)年、文溪正祐^{もんけいしょうゆう}を正使として京都南禅寺のために大蔵経を求請する日本国王使が朝鮮に渡海した。同年6月、文溪正祐らは勤政殿で世宗と謁見し、国書を献上した。国書には、足利義成^(義政)が朝鮮に大蔵経を求請する旨が書かれていたが、これを見た世宗は不信感を抱いた⁽³⁰⁾。実は、これ以前、文溪正祐は宣慰使姜孟卿に対して「進香輝徳殿」と「請蔵経」のために渡航したことを告げ、さらに礼曹諸位閣下に宛てて「……源義成、雖接兄之武而即其位、然歳尚幼矣、不克嗣音、国人為之怏怏、去歳丁卯八月、特擢小僧、以銜修好之命、……竊承太上皇后、前年厭世、両国中間、鯨波万里、不能当時相恤、因循至今、茲命小僧、虔備禱祭于月宇下、故裝小舩、以載土宜若干、所以別凶事、伏丐大朝肅拜之後、扨日、二三子、謹詣尊廟、諷演仏徑、以祈冥福、是則我王之命、而小僧將之、亮察、太平興国南禅寺、廻我朝第一禅刹、而王臣尤崇敬之、頃者、鬱攸作變、法宝盡燼、上下失所依帰、唯願獲一大

(30)『世宗実録』30年6月乙亥条。

蔵経七千余卷、以付回舶、我王書中已言之詳矣、預令左右知之、勿勿恠恠……」（傍線は筆者による）と予め連絡（宣伝）していたのである⁽³¹⁾。しかし、世宗が実際に見た足利義成国書には、「講和・請経」のこののみ記されるだけで、「進香」の件は一切記されていない。つまり、文溪正祐が事前に「進香」と「請蔵経」について国書の中で詳述されている（傍線部分）と連絡したことと、実際の国書の内容に齟齬があったのである。さらに、進香のための祭文も「国王之文」ではなくて、文溪の起草した文であったため（ただし、この祭文自体は立派なものであった [村井1995、117頁]）、政府内で問題となったのである。朝鮮政府と文溪正祐の間で激しい議論が交わされたが、結局、日本国王使臣の輝徳殿への進香は叶った。

しかし、翌月（7月）、漂流民送還のために壱岐島に派遣されていた司訳院判官の皮尚宜が帰国すると、新たな問題が発生した⁽³²⁾。皮尚宜は、帰途に対馬の宗貞盛の所に寄った際、室町幕府から宗貞盛に宛てて出された「日本国王教書」を見て帰国していた。そして、彼の見た教書の中に「使臣船一」と記載されていたにも関わらず、文溪正祐たちが3艘の船で渡航しているのを見て、「3艘のうち2艘は「博多興利の人」の船なので、国王使と同等の接待や賜物を与えてはならない」と進言した。政府・礼曹は、このまま放置して、博多興利人（＝博多商人）と日本国王使臣を同じように扱えば、今後、日本国王使の船数が必ず倍増し、朝鮮側の負担が救い難いことになることを危惧した結果、世宗の許可のもと、姜孟卿を北平館の文溪正祐のところへ派遣して詰責させた。以下、その問答を再現してみる。

文溪正祐：

「私たちの船は本国の船ではありません。博多に来た時、博多人で随伴を希望する者がいました。船が小さく、（また求請して持って帰ろうとする）大蔵経も多いため、小船だけでは積めないだろうと思い、2艘を加えて（朝鮮に）渡航しました」と。

姜孟卿：

「以前、（日本国王使が）大蔵経を求請した時は、ただ1艘のみだった。また、我国(朝鮮)が貴国(日本)に使節を派遣する際は、ただ正式な使節のみで京都に赴き、多くの商人を率いていくことはない」と。

文溪正祐

「礼曹の言われることはごもっともです。ただ、彼らが私のことを父母のように視るので、情が移ってしまいました。今、もし彼らを別の所（東平館）に移したら、必ず不満に思ってしまうでしょう。どうか、同じ所に居させて下さい」と。

さらに、他日、再度、日本国王使臣と姜孟卿の間で、次のようなやり取りもあった。

(31)『世宗実録』30年4月壬午条。

(32)以下、問答の部分まで、すべて『世宗実録』30年7月己丑条より。

副官人某：

「私たちの船が破損してしまいました。どうか修理して頂けないでしょうか」と。

姜孟卿：

「その船は官人（日本国王使）の船ではない。博多商人の船だ。どうしてあなた（副官人）の要請で礼曹に（その要請を）報告しなくてはならないのか」と。

副官人某: (姜孟卿の言に怒りながら…)

「宣慰使は、私のことを商人だとおっしゃるのか。私は京都南禅寺の僧である」と。

文溪正祐：

「私たちはかつて江南^(明)に往来したことがあります、（渡航）船数が7、8艘でも（船数の）多い少ないは問われませんでした⁽³³⁾。また、以前、本国の使船17艘で（朝鮮に）渡航した際も、（船数が）多いとは言われませんでした。我々が初めて浦所^(齊浦)に着いた時、宣慰使は強いて丹木・銅鉄を漢城（で貿易するため）に輸送しないとされました。だから、私は（日本に）帰国しようと永澄浦まで行った所、この万戸が丹木・銅鉄を請うたため、（我々は）戻ったのです。その後、丹木などの物は、結局漢城に輸送されませんでした。（それにも関わらず）また、渡航した船数を取り上げて（私たちを）詰責しています。これでは、修好しようとは思えません。我々は（日本に）帰国した後、再び渡航することを誰が望みましようか（いや、思わない）」と。

姜孟卿：

「我国は、もともと日本国王使の船数が多いとは申ししていません。ただ、（幕府から宗貞盛に出された）教書に、（国王使船は）1艘と記載してあるのを聞き、残りの2艘が商船であることが（分かったので）、両者を同一に接待することはできないと（言っているだけです）。正使^(文溪)（への接待を）尊んで、商売を抑制しようとしているだけです。（それにも関わらず、）あなた^(文溪)は学問に精通しておられるのに、なぜこのような軽率なことを言われるのですか。両国の通好は、一官人（の軽々しい言動に）左右されるものではありません」と。

結局、この顛末は、世宗が文溪正祐の懇請を受け入れて、北平館の2ヶ所で国王使と博多商人を接待し、博多商人の船の修理は先例に任せて行われることになった。

さて、些か長い状況説明となってしまったが、今回の日本国王使に博多商人の商船2艘が合流し、商人たちも国王使レベルの接待を享受しようと画策していたことが分かった。しかも、皮尚宜の証言を考慮すれば、この時の使節は、対馬宗氏との連携はなく、博多商人単独の行動であったことが分かる。かつて、博多商人は1431(世宗13)年に単独で偽日本国王使を派遣したことがあったが、朝鮮側に見破られ、以後この種の偽使は頓挫していた。しかし、当該期、書契・文引に

(33)この文溪正祐に発言によって、彼がこれ以前の遣明船に乗船して入明していたことが分かる。状況的に、永享4年度(1432)か永享6年度(1434)の遣明船に乗船していた可能性が高い。

よる統制が確立し、癸亥約条の成立も加わって博多商人をめぐる朝鮮通交権は縮小しつつあった。この状況下、まさに博多商人の朝鮮通交に対する欲求が高まっていた時、京都から日本国王使(南禅寺請経船)が博多に到着したのである。そして、その正使が文溪正祐であったことが重要といえる。実は、文溪正祐は1419(世宗1)年己亥東征(応永の外寇)直前に、九州探題渋川氏の使節として朝鮮に渡航したことがある人物であった⁽³⁴⁾。その際、朝鮮への帰化を求めたが、この願いは己亥東征(応永の外寇)の勃発によって挫折し、日本国王使無涯亮倪らと共に帰国した。彼は、日本回礼使宋希璟らと博多で交歓する一方、1425(世宗7)年にも朝鮮に渡航して舍利殿寺の老僧らと詩文の応酬を行っている。1440(世宗22)年には彼の弟子の知融なる僧も朝鮮に渡海している。その後文溪正祐は、博多での活動の後、京都に上洛し、相国寺などに関与していたようであるが、南禅寺請経使としての渡海直前は白河建聖院の住持であった⁽³⁵⁾。つまり、この時の日本国王使の正使文溪正祐と博多商人とは旧知の間柄であり、博多商人はこのコネクションを利用し、高まる朝鮮通交貿易への欲求を打開する方策として、真使の日本国王使に便乗する形態での連携を試みたわけである。しかも、日本国王使名義なら、対馬島主の文引の統制を受けることもなかった。

この日本国王使には、宣慰使姜孟卿が「昔から日本国王使の船は1艘で渡航し、人も100余人を過ぎなかったが、今回は3艘で来て人も400人ばかりいる」⁽³⁶⁾と指摘していることから、多数の博多商人が参画していたことが窺われる。そのことを象徴するようにこの国王使は、本来の渡航目的(南禅寺のための大蔵経求請)以外にも、大量の丹木と銅鉄を漢城で貿易しようとしていた。しかも、朝鮮滞在中、皮尚宜の進言によって博多商人とその商船の随伴が発覚した時でさえ、文溪正祐と副官人(南禅寺僧)が博多商人の利害のために尽力しており、如何にこの使節が博多商人と結託していたのかが窺われる。

なお、文溪正祐が執拗に要請した太上皇后への進香も、本来、文溪正祐と博多商人の目的の1つであったと思われる。進香を望むことで朝鮮側の歓心を買ひ、より良い厚遇を得ようとしたのであろう。しかし、文溪正祐が連絡した進香の件が国書に記載されていなかったため、世宗の不信感を促してしまった。

ここで、文溪正祐がもたらした足利義成国書について見てみたい。この国書で最も特徴的なのは、「正統十二年八月日」という明年号を使用している点である。実は、室町幕府(室町殿)が朝鮮国王に宛てて発給した国書の年号表記は、基本的に干支表記であった[高橋1982、76頁]⁽³⁷⁾。先の国書は、当該期の日本側国書の様式として異例中の異例である。

(34)『世宗実録』1年5月丁卯条。以下、文溪正祐に関する記述は、特に記さない限り[村井1995、138～141頁]を参考としている。

(35)『建内記』文安4年11月26日条。

(36)『世宗実録』30年7月己丑条。

(37)ただし、足利義満冊封以前と足利義持期は日本年号、義満冊封期(死後の翌年まで)は明年号を使用している[高橋1982]。

また、足利義政が国書の中で「日本国王」を自称しているのも珍しい⁽³⁸⁾。足利義持以降における室町殿の対朝鮮外交称号は、基本的に「日本国源某」であったからである[高橋1992]。さらに、別幅に記載された進物は、朝鮮側からすべて粗悪で封緘されていないと不審がられている⁽³⁹⁾。確かに、この時国王使がもたらした進物は、他の国王使の事例と比べて香・胡椒・蘇木など南海産物の割合が多い。以上の諸点を整合的に考えれば、この時の足利義成国書は博多で偽造改竄された可能性が非常に高いと言わざるを得ない。

文溪正祐は、進香を要求する理由として、博多で世宗妃が死去したことを知り、このことを国^(足利義政)王に報告した所、国王が僧侶を率い祭文を備えて進香するように指示したからだ⁽⁴⁰⁾と姜孟卿に説明している。つまり、京都を出発する時点で、国書に進香の件を書き込むことは不可能だったのである。しかし、使節が齊浦から礼曹に連絡した際には、文溪正祐は国書の中に進香の件が記されていると断言している。つまり、彼の発言は博多で国書を改竄したことを示しているのである。おそらく、博多商人との連携を決めた時点で、国王使と博多商人は前年に死去した世宗妃⁽⁴¹⁾の情報を利用することを思い付き、これに進香することで朝鮮側からさらなる厚遇を得ようと考えたのであろう。進香は、宗氏（後には偽使も）などが朝鮮の歓心を得るために、朝鮮国王の代替わりなどに行った主要な通交名目

(38)九州国立博物館(仮称)設立準備室研究員・橋本雄氏のご教示による。

(39)『世宗実録』30年7月丙戌条。

(40)『世宗実録』30年6月乙亥条。

(41)世宗妃は、世宗28年3月24日に死去している(『璿源系譜』〔震檀学会編『韓国史〔年表〕』乙酉文化社、1959年〕354頁)。

である⁽⁴²⁾。事実、文溪正祐らは（上・副官人、侍奉僧、船主）紆余曲折を経て進香を果たした際、朝鮮側から回賜品を獲得している⁽⁴³⁾。しかし、彼らは改竄国書に肝心の進香の件を書き忘れてしまったのである。足利義成国書が博多で偽造改竄されたことを考えれば、年号を通常の干支でなく明年号で表記してしまった理由も理解できる。また、進物が粗悪であった点も、博多商人が貿易の利を上げるために、南禅寺が求請船のために用意した進物の大部分を南海産物に入れ替えたのであろう。

このように、通交統制を回避するために、博多商人が真使の日本国王使に便乗している様子を詳細に確認することができた。真使の国王使とはいっても、その国書は博多で博多商人の意向を反映した形で改竄されており、完全な真使とは言い難い。しかし、この時博多商人が行った国書改竄技術は、進香の件を書き忘れたケアレミスや明年号の使用といった点を除けば、1431(世宗13)年の偽日本国王使舎温のもたらした偽書と比べて、遙かに完成度の高い物であったことが分かる。そしてこのような技術が、その後の大規模偽使創出の際に活用されたことは容易に察せ

(42)

【15世紀における進香目的の使節(偽使を中心にして)】

時期	通交名義	使者
世宗28/12/己未	対馬州宗貞盛	道闇
文宗即/7/己酉	一岐州留源聞	正倫
文宗即/7/己酉	対馬州宗貞盛	光軌
文宗即/9/丙辰	対馬州宗盛弘	迎山
文宗即/12/壬申	一岐州真弓兵部少輔源永	元少只
文宗1/5/癸亥	対馬島宗虎熊丸	可知老・時今甫
文宗1/8/己巳	関西路九州総官源教直	靈旭
端宗1/2/壬寅	対馬州宗盛直	中堪
端宗1/2/壬寅	宗虎熊丸	加知時只文
睿宗1/6/戊辰	筑前州太宰府都督司馬少卿頼忠	
成宗即/12/甲子	関西路九州都元帥源教直	信沙也文
成宗1/7/辛卯	西海道肥前州松浦丹後太守源盛	
成宗1/7/乙未	筑前州冷泉津藤氏母	
成宗1/8/壬子	薩州伊集院寓鎮隅州太守藤原熙久	
成宗1/8/己未	薩摩州伊集院寓鎮隅州太守藤原熙久	
成宗1/11/乙亥	関西道九州都元帥源教直	珍佐師

なお時代は下るが、1579(天正7)年に派遣された右武衛殿名義の偽使も、1577(宣祖10)年11月29日に死去した仁宗妃を弔慰進香する目的で規定外の「別遣船」を仕立てて渡海し、朝鮮側ともめている。偽右武衛殿使を創出した対馬宗氏が、貿易拡大目的で進香を大義名分に船の加増接待を目論んだのは明らかである。なお、この時の正使は対馬の外交僧天荊であった[米谷1998、140～141頁](米谷均氏のご教示)。

(43)『世宗実録』30年6月乙亥条。

られる。

(8) 新たな通交権の模索

しかし、単発的な日本国王使との連携のみでは、博多商人の通交権が拡大したことにはならない。そのため、博多商人の中には、琉球国王使の通交を請け負うことで朝鮮通交を実現しようとする者が登場する。博多商人道安は、1453(端宗1)年琉球国中山王尚金福の使節として渡航し、朝鮮に「博多・薩摩・琉球相距地図」を献上した[田中1975、303頁](類型Ⅲ)。1455(世祖1)年には、漂流民送還を名目に、大量の銅鐵鉄と正布を持ち込み大規模貿易を目論んだが、これは琉球国王名義を利用した偽使であった[橋本1997b](類型Ⅵ)。これが、確実に博多商人が仕立てた偽琉球国王使の初見である。1457(世祖3)年にも、大規模貿易を目的に朝鮮へ赴いているが、この時の琉球国王使も琉球側の意を一定程度含み込むものの、道安色の強い琉球国王使であった(類型Ⅲ)。このような道安の活動は、博多商人による新たな朝鮮通交権獲得への動きと見て良からう。

しかし、1457(世祖3)年の使節は、帰途の対馬島で朝鮮から琉球に贈られた綿布・紬布・書契を略奪されたと、道安が朝鮮政府に報告している。朝鮮側が宗成職に問いただした所、道安の申し立ては虚説であり、このような妄語虚説姦曲の輩は朝鮮に留め置かれて、急々に示し賜われれば、成職より成敗すると反論した[佐伯2003]。結局、朝鮮側は宗氏の主張を支持したようだが、実際はどうであろうか。当該期の対馬は、次章で詳説するように、深処倭名義や王城大臣使の偽使通交権を大規模に行使することで、通交権の拡大を目論んでいた。この状況下、琉球国王使の真使や偽使を独自に展開する道安の朝鮮通交は、文引による通交統制を受けることなく大規模に展開されていた。道安の通交形態は、朝鮮通交の場でイニシアティブを握りたい宗氏にとって、非常に目障りなものであったことは容易に察しが付く。時代的には16世紀の史料となるが、対馬宗氏が「博多津之仁」(＝博多商人)に向かって、「宗氏に対して疎儀を為すようなことがあったら、1人も「便船之儀」(＝朝鮮渡海船)の便宜を図らない、(たとえ)対馬に渡海して来てもそこで留められるから、よく心得ろ」⁽⁴⁴⁾と注意を喚起している場合があるが、恐らく基本的に15世紀の対馬宗氏も同じ論理ではなかろうか。この結果、道安の琉朝通交は、対馬によって妨害され、以後、彼が琉球国王使名義の使節として朝鮮に渡海することはなくなった。即ち、対馬宗氏によって道安が琉朝通交(のうちの博多―対馬―三浦という部分)の場から排除されたのである。

道安の朝鮮通交が復活するのは、先の事件の11年後の1468(睿宗即位)年である。しかし、これは受職人としての通交であった。おそらく、この通交の空白期間に、道安は対馬宗氏との仲を復旧したのであろう。以後、道安は一貫して受職人として通交している[佐伯2003]。このことは、言い換えれば、道安が朝鮮通交の場で対馬宗氏の管轄下に入ったことを意味している。

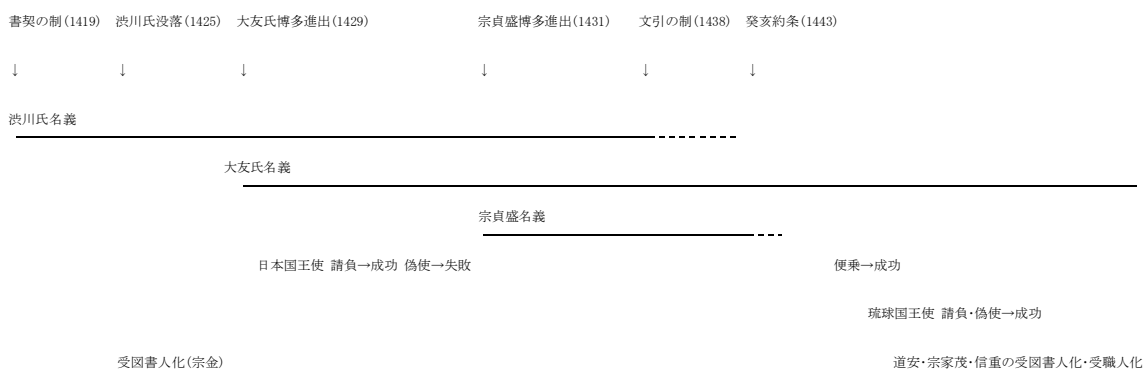
ところで、道安は、1455(世祖1)年に受図書人となっている。当該期、受図書人となる博多商人には、宗家茂(宗金の子)(世祖1年に受図書)、藤原信重(世祖2年に受図書)がいる[中村196

(44)「大永享祿之比 御状并書状之跡付」64号([田中1982、463～464頁])。

5、548頁]。一方、博多商人で受職される者も多く登場する。特に、道安・家茂・信重は受図書人でありながら受職人にもなっている。これらは、博多商人が朝鮮通交を遂行する手段として、受図書人の通交権と受職人の通交権を利用しようとしたからである[松尾2003]⁽⁴⁵⁾。

このように、1450年代以降の博多商人は、厳しい通交統制の中にあつて、琉球国王使の請け負いや偽使、受図書や受職という手段を利用して独自の通交権を確保しようと模索していた。しかし、このような新たな通交権を獲得しても、道安の事例が如実に物語っているように、最終的に文引発給を担う対馬宗氏との友好的関係が無ければ、その通交権は失効してしまいかねなかった。ゆえに、15世紀後半、博多商人は朝鮮通交上、対馬宗氏と密接に連携できる機会を窺って行かざるを得なかったのである。

【博多商人の主な通交名義】



(9) 博多商人以外の通交者たち

本節では、世宗期の通交統制策が、博多商人以外の日本側通交者の朝鮮通交にどのような影響を与えたのかについて確認する。世宗期の日本側通交者といっても多様であるため、本節では朝鮮側から書契発給権を黙認されていた佐志殿・志佐殿・薩摩州・石見州・大友殿の諸地域を考察対象とする。即ち、松浦地域 (佐志殿・志佐殿)・南九州地域・山陰地域である (大友殿については第4節で既述)。

松浦地域には、世宗期以前から諸氏の朝鮮通交が確認できる。志佐氏は、太宗期から非常に活発な朝鮮通交を展開している。志佐氏が、他の諸氏と比して非常に早い段階から受図書人となっているのは[松尾2002、3～8頁]、同氏の朝鮮通交に対する強い指向性を示している。しかしその通交は、文引の制が確立した1438 (世宗20) 年10月以降、途絶する。おそらく、文引による通交統制に志佐氏が巧く対応できなかつたのであろう。佐志氏は、統制が徐々に強まる時期に朝鮮通交を開始するが、文引の制確立後も通交は継続している。しかし、1443 (世宗25) 年西餘鼠島事件⁽⁴⁶⁾に関与した壹岐倭寇の捜捕を朝鮮側が要請した際、鴨打氏と共に倭寇勢力を保護し、朝

(45)なお[松尾2003、29頁]によれば、1470 (成宗1) 年以降、受職倭人の図書通交は禁止されたい。

(46)1443 (世宗25) 年、壹岐倭寇が朝鮮半島近海にある西餘鼠島で朝鮮船を襲撃した事件。

鮮政府に反発する姿勢を取ったり、配下の漁船が孤草島釣魚禁約に違約して以降は、朝鮮通交が途絶した[松尾2002、10～13頁]。鴨打氏は、太宗期に若干の通交事例を見るものの、西餘鼠島事件で佐志氏と同様、反朝鮮政府的な態度を取っており、概して朝鮮通交に対する関心は低かった[松尾2002、14頁]。一方、呼子氏は、太宗期から朝鮮通交を開始するが、書契による統制が始まると通交を途絶させた。しかし、西餘鼠島事件の時、呼子氏は塩津留氏や真弓氏と共に倭寇捜捕に積極的に協力した功績により、3氏は朝鮮から凶書を下賜され[中村栄孝1965、538頁]、受凶書人として正式な通交権を獲得した。この事件以前、塩津留氏の朝鮮通交は僅かであり、真弓氏はまったく通交を行っていなかった[松尾2002、17～27頁]。3氏は、世宗期の通交統制策によって通交が低調化しつつも、貿易に対する強い指向性を維持し続けた結果、西餘鼠島事件を画期として独自の通交権を確保したのである。

続いて南九州地域の特徴的な朝鮮通交者を見てみる。当該地域の名義人は、朝鮮初期から頻繁な通交を展開している。特に、「臣と称して書を奉る」「表を奉る」など、朝鮮に臣下の礼を取ってまで通交を求める姿は⁽⁴⁷⁾、彼らの朝鮮通交に対する強い指向性を窺わせている。この状況下、1415(太宗15)年12月、「日向州島津源元久」名義の使節⁽⁴⁸⁾が朝鮮へ渡航している。通交名義の元久は、南北朝期時代中期以来分裂していた南九州3ヶ国(薩摩・大隅・日向)守護職を統一した島津元久のことである。しかし、元久は1411(応永18)年8月6日に既に死去し、当時は弟の久豊が後継者として位置していた。元久名義の使節は、以後、1418(太宗18)年1月、1418(世宗即位)年8月、同年10月(8月と同一か)、1420(世宗2)年12月と数回にわたって史料上に登場する⁽⁴⁹⁾、そのすべてが偽使であったことになる。では、この元久使送は誰によって創出されたのであろうか。室町期の南九州地域の朝鮮通交者を分析した増田勝機氏は、元久の後継者となった久豊が元久の名義を使用して遣使したとする[増田1970、31頁]。確かに、史料上、島津久豊による初めての朝鮮通交となった1423(世宗5)年1月、彼は「日本国日向大隅薩摩三州太守源朝臣久豊」を名乗り朝鮮側に元久の弟であることを伝えている⁽⁵⁰⁾。しかし、なぜ彼が既に亡くなり朝鮮通交歴もない兄名義の使節を仕立てなければならなかったのかという理由とはならない。そもそも、元久使送の名乗りからして不自然である。元久は、生前、1409(応永16)年には薩摩・大隅・日向の守護職を獲得していた。しかし、『実録』に登場する元久の名乗りは一貫して「日向州太守」である。元久の跡を嗣いだ久豊も3ヶ国守護職を獲得しているが、彼はその肩書きで朝鮮に通交している。久豊は、1418(永楽16)年、足利義持に派遣された明使呂淵の帰国に乗じて使節性運を同行させ、独自に表文を呈して通交しているが、この時の名乗りも「日隅薩三州刺史島津滕存忠」であった⁽⁵¹⁾。存忠は久豊の法名である。このように、3ヶ国守護職の肩書きで、かつ自らの

(47)『太祖実録』4年4月戊子条、『太宗実録』2年9月己酉条、15年12月丙子条、『世宗実録』即位年8月戊戌条。

(48)『太宗実録』15年12月癸巳条。

(49)『太宗実録』18年1月乙亥条、『世宗実録』即位年8月戊戌条、同年10月庚寅条、同2年12月癸卯条。

(50)『世宗実録』5年1月甲午条。

(51)『(明)太宗実録』16年4月乙巳条、[小葉田1941、33～34頁]。

名義で外交を展開する島津久豊が、同じ3ヶ国守護職を有していた元久の名義を「日向州太守」にスケールダウンさせて朝鮮通交に使用する必然性は皆無といえる。

では、誰が元久名義の使送を創出したのであろうか。推測ではあるが、前年に朝鮮側が示した通交統制策と関係があるのではなかろうか。1414(太宗14)年8月、朝鮮は日本国王・対馬島・大内殿・少弐殿・九州節度使など10ヶ所以外の倭使の渡航を禁止している。先学によれば、この通達は効力を有せず通交統制上著しい効果がなかったと評価されているが[中村1965、449頁]、少なくともこの通達の翌年に突如として創出される「日向州太守」元久使送の背景には、この通達によって朝鮮通交の継続に危機感を感じた勢力との因果関係を考慮する必要がある。南九州地域の通交者は、北部九州地域の通交者と同様、朝鮮王朝建国直後から通交を開始しており、その動向は日本列島の他地域の通交者に先んじている。後のことになるが、九州探題が有していた書契発給権の分散した先の1つに薩摩州が含まれていたこと⁽⁵²⁾を考えれば、先の通達の10ヶ所に薩摩州が含まれていた可能性は高い。この場合、元久使送は、先の通達を回避しようと模索する勢力(薩摩商人か?)によって創出されたのであろう(類型Ⅶ)。

また、太祖期から活発な朝鮮通交を展開した伊集院頼久の後継者・伊集院藤原熙久は、1434(世宗16)年「薩摩州太守藤原為久」名義で通交を開始して以降⁽⁵³⁾、「熙久」名義に通交名義を変更させつつも活発な朝鮮通交を行った。しかし、文引の制が確立すると、その通交は数年間中断した。

最後に山陰地域(石見州)の通交者・周布氏^{すふ}について見てみる。周布氏の朝鮮通交は、1425(世宗7)年周布郷長浜浦に漂着した朝鮮人漂流民を、対馬の早田氏を仲介として送還したことから開始されている[関2002、153～158頁]。その後、1426(世宗8)年から1432(世宗14)年まで通交が継続するが、北部九州の政治的動乱に呼応して周布氏も軍事動員したため、通交が途絶する。しかし、1437(世宗19)年に通交が復活し、文引の制確立後にも関わらず集中的な通交を見せた。これは、当該期の周布氏内部に発生した内紛によって、周布「兼貞」という架空名義の偽使が登場したためである⁽⁵⁴⁾(類型Ⅷ)。周布氏の通交は、石見と対馬の間に形成された海商ネットワークを前提として、対馬を結節点に対馬海商と石見海商が通交を分担する形で行われていたからこそ[藤川1999]、通交統制に反する通交回数となっていたのである。ここに見るような周布氏の通交形態は、博多商人や壱岐・松浦地域を除く、他の多くの通交者たちの朝鮮通交の実態的なあり方ではなかろうか。このような媒介者が通交貿易を請け負っていたからこそ、名義人が死去したり没落した際、その通交権は自動的に海商の手によって偽使通交権化して行くのではあるま

(52)『世宗実録』21年4月乙未条。

(53)『端宗実録』1年1月己卯条。この1434(世宗16)年の為久使送の存在について、[増田1970][長節子2002a]は見落としている。なお、国内史料によれば、1434(永享6)年6月26日～10月5日の間に、為久は熙久に改名している(都城市史編纂室・新名一仁氏のご教示)。

(54)関周一氏は、この兼貞名義の使送の中にも周布氏による遣使(真使)が含まれていたとするが[関2002、167頁]、周布氏が架空名義の使節を派遣するのは不自然だと考える。

いか。次章で見る対馬の深处倭名義の偽使創出の背景にも、まさにこのような媒介者と対馬勢力の連携があったものと思われる。

2. 偽使通交の拡大と変容 —15世紀後半の対馬宗氏と博多商人—

(1) 1450年代以降の深处倭名義の通交権

対馬島主歳遣船を50船に限定する癸亥約条が成立した1440年代、少弐・宗体制の弱体化に伴い、宗氏は北部九州地域からの撤退を余儀なくされた結果、多数の宗氏被官が筑前・肥前の所領を喪失する事態に陥っていた[佐伯1978]。宗貞盛は自己権力の求心力維持のために、島主歳遣船の所務権を彼らへの代替給付として分与せざるを得なかった。そのため、島主歳遣船は約条締結直後から歳遣船の派遣数が超過状態に陥ってしまった。1445(世宗27)年、宗貞盛は島主歳遣船の20船加増を求めたが、朝鮮側に拒否された。歳遣船の拡大の見込みがない宗氏にとって、新たな通交権の獲得が自己権力の安定化のためにも急務であった。そして、この打開策として登場するのが、15世紀半ば以降、大規模に展開する偽使名義の通交である。対馬宗氏にとっての偽使派遣システムは、歳遣船の補完的機能を期待し構築されたものであった[荒木2003、92～94頁]。

1452(端宗即位)年6月、宗貞盛が死去すると、島主の地位は子の成職しげもとに引き継がれた。宗成職は、積極的に歳遣船を超過して運用したため、1455(端宗3)年従来島主歳遣船50船の数外で認められていた島主特送船や護軍受職船を50船内に含めることになってしまった。この結果、対馬側の派遣船数は減少し、対馬の経済的打撃は大きかった。しかし、成職は、歳遣船超過派遣と平行して、島主就任直後から歳遣船定約の結ばれていない深处倭名義の偽使通交を展開していた。この結果、深处倭名義の朝鮮通交が急増し、朝鮮側の負担が増大したため、朝鮮政府は成職に対して深处倭には1年2回以上文引を発行しないことを承諾させ、各々の深处倭とは1～2船の歳遣船定約を順次結んでいった。この深处倭との歳遣船定約は、深处倭名義の偽使通交権が朝鮮側の制度によって保障されたことを意味する[長2002a、第2部第4章]。こうした深处倭名義による偽使通交の拡大は、癸亥約条締結以来(宗貞盛末期以来)対馬島主が直面していた朝鮮通交権(歳遣船)不足に起因していたのである。

ところで、長節子氏は、宗成職が獲得した深处倭名義の偽使通交権の具体例として、成職が島主就任直後に通交回数が急増した10氏(伊集院藤原熙久・五島宇久源勝・田平源弘・志佐源義・松浦源盛・波多源納こうだ・神田源徳・呼子源高・塩津留源聞・真弓源永)の深处倭名義を提示されている。本節では、これら10氏の通交名義を中心にしつつ長節子氏の理解を再検討してみたい。長節子氏が先の10氏を挙げた理由は、1455(世祖1)年11月礼曹参議洪允成から宗成職に宛てた書契の中に、近来渡航の増加したという深处倭の中でも特に甚だしい例として記されていたからである。しかし、この10氏の通交をすべて同様の性格のものとして扱うことはできない。なぜなら、この10氏は、1450年代から突然通交を開始する初度通交者(類型④)、長期の通交断絶を

経て1450年代に突然通交を再開する通交者(類型㊸)、15世紀前半から一定度の通交実績を有する通交者で、15世紀中葉(世宗期の通交統制整備期以降)には通交名義人の通交意欲が低下する者(類型㊹)、反対に15世紀中葉の段階でも通交名義人が強い通交意欲を有する者(類型㊺)の4種類に区別することができるからである。即ち、類型㊸に相当するのが波多源納・神田源徳、類型㊹に相当するのが五島宇久源勝・松浦源盛、類型㊺に相当するのが伊集院藤原熙久・志佐源義、類型㊻に相当するのが田平源弘・呼子源高・塩津留源聞・真弓源永といえる。

まず類型㊸である。波多氏と神田氏は、いずれも15世紀前半に通交事例を見出すことができない[長節子2002a、290頁]。続いて類型㊹である。五島宇久氏は、15世紀前半、被虜人送還を契機として通交を行うが、継続的な通交者とはならなかった[松尾2004]。松浦氏も、太宗期に2度の通交事例があるが、以後の通交は途絶えている[長節子2002a、290頁]。このように、これら類型㊸㊹の諸氏は、概して朝鮮通交に積極的でなかったといえる。このような諸氏が、1450年以降、突然活発な朝鮮通交を展開することは不自然であり、長節子氏の主張するように、この4氏は宗成職によって創出された偽使と断定して良いであろう(類型VI、類型VII)。また、15世紀後半、この諸氏のような特徴を帯びて朝鮮通交が開始される名義についても、基本的に偽使と認定して良いものとする⁽⁵⁵⁾。

次に類型㊺である。伊集院藤原熙久は、既述したように1434(世宗16)年から通交を開始するが、1450(宝徳2)年島津忠国に敗れて肥後国へ逃走し、以後行方不明となった。先学が指摘するように、これ以降の熙久名義の通交は確実に偽使であろう[増田1970]。室町期、南九州は地域権力者同士の抗争が絶え間なく続いており、南九州の通交名義人の朝鮮通交を実際に担っていたのは、それが真使であろうと(対馬—博多—薩摩(—琉球)を往来する海商であったと思われる(類型III)。つまり、熙久使送を請け負っていた海商が、熙久没落後、その通交名義を対馬宗氏と協力して運用していたのではなかろうか⁽⁵⁶⁾。志佐氏は、文引の制の確立以降、通交が途絶していた。この状況下、1450(文宗即位)年突然、志佐源義は凶書を改給して通交を再開する[松尾2002、9頁]。以後、「源義」凶書が「年久凶書」として50年以上使用されていることを考慮すれば、志佐源義名義の通交は対馬による偽使である可能性が高い⁽⁵⁷⁾(類型VI)。

最後に類型㊻である。田平氏は、15世紀前半から積極的な通交を展開していた。しかし、源弘名義の通交は、1454(端宗2)年突然、年6回の遣使から開始されている。しかも、対馬には「弾正(マ)小弼源弘」と刻した木印があったことから[田代・米谷1995]、通交当初から対馬による偽使であったと推測されている[長節子2002a、第2部第5章]。呼子氏・塩津留氏・真弓氏は、西餘鼠島事件を契機として、受凶書人の通交権を獲得している。3氏は、15世紀中葉に至っても朝鮮通交を

(55)前章で考察した鴨打氏がこの事例に相当する。鴨打氏は、1450年代以降突然通交を再開する[松尾2002、16～17頁]。

(56)前章で考察した周布氏が、この事例に当てはまるとされる。

(57)西餘鼠島事件以降、朝鮮通交に消極的になった佐志氏も、1450年代以降突然通交を再開する[松尾2002、13～14頁]。

強く指向し、正式な通交者としての通交権を獲得するための努力をしていた。この3氏が、1450年以降、せっかく獲得した独自の通交権を放棄するとは考えられない。つまり、対馬宗氏は、3氏の通交権に上乘せする形で、4氏名義の偽使通交を展開していたと考えるべきであろう。類型④⑤⑥に属する諸氏名義の凶書が何れも「年久凶書」になっているのに比し、呼子源高・塩津留源聞・真弓源永名義の凶書のみ15世紀後半に改給されていることは、先の推測の傍証となろう。こうして考えてみると、15世紀中葉まで朝鮮通交に熱心であった田平氏の、源弘名義の通交についても、1450年代時点での通交において、田平源弘自体の主体性を完全に否定することには慎重にならざるを得ない。ただし、源高・源聞・源永の3つの凶書が、1460年代後半に集中して改給されていることはやや不自然であり、ある時点から3氏の通交の主体性が対馬側に移行したものと思われる。

いずれにしても、1450年代以降、すべての深処倭名義の通交が対馬によって偽使化していた訳ではなく、世宗期の通交統制を回避し、15世紀中葉段階でも朝鮮通交に対する強い指向性とそのための手段を講じていた諸氏については、一定度の主体性を保持し得たのではないかと考えられる。

この点で、塩津留氏と宗氏の関係が参考になろう。塩津留氏は1472(文明4)年の壱岐の政変後、対馬に亡命した際、宗貞国との間で自身の通交権の一部を譲渡している(類型V)。その後、塩津留氏は三浦の乱(1510年)以前に牧山源正印を獲得し、塩津留氏は自分名義の通交権と牧山氏名義の通交権を保持した。ただし、塩津留氏は源正印の名義人である牧山氏に名義料を支払っており、本来の名義人に権益の一部が保留されていた[長節子1987、第2部第1章](類型V)。このように、深処倭名義の通交権の実態は多様であり、対馬によって完全に偽使化したものもあれば(類型VI、類型VII)、塩津留氏と牧山氏のように名義使用者と名義人の間で合意がなされている場合もあった(類型V)。先の呼子氏や真弓氏の通交権は、状況的に後者に相当するものと推測する。

いずれにしても、対馬宗氏は、文引の発給者という地位を最大限に活用して、深処倭名義の通交権を集積した。そして、これらの名義は、歳遣船定約によって確実な通交権として成立した。しかし宗氏は、新たに確保した深処倭名義の通交権のさらなる拡大を目論んだ。1470年代以降、深処倭名義の通交で、歳遣船定約を超過して通交する者が増加している[伊藤2003]。例えば、1470(成宗1)年宗像郡氏郷⁽⁵⁸⁾・^(大内)多多良教之(上記類型④タイプ、[伊藤2003])・五島宇久守源勝名義の通交が額外使人を派遣していることを朝鮮側から指摘されている⁽⁵⁹⁾、1472(成宗3)年には肥前州元胤^(千葉)(上記類型④タイプ)・筑前州氏郷・肥前州少弼弘・薩摩州盛久(上記類型④タイプ)⁽¹⁴⁷²⁾が癸巳年の歳遣船を出し終えた後、再び通交を求めるといふ事件が起こっている⁽⁶⁰⁾。おそらく、

(58)宗像氏郷名義の通交は、宗像一族か、宗像氏の下で貿易を担っていた商人が実施したと考えられている[佐伯1994]。

(59)『成宗実録』1年9月丙子条。

(60)『成宗実録』4年6月己丑条。

偽使派遣勢力が額外使人を派遣することで、朝鮮側との通交貿易の機会を増やそうと試みたのであろう。この場合、例え接待されなくても過海糧などの支給があれば、企ては成功したことになる。

(2)「朝鮮遣使ブーム」の実態と対馬宗氏・博多商人

対馬では、前節で詳説した深处倭名義の偽使通交のみならず、1450年代後半から王城大臣使(在京有力守護を名乗る使節)の偽使も本格的に開始された。『海東諸国紀』(1471年成立)「朝聘応接紀」で対馬宗氏より上位にランクされる王城大臣名義の偽使は、宗氏にとって好条件の通交貿易を可能としたのである。1450年代後半～1460年代にかけて、畠山義就・山名教豊・京極持清などの名義を称して朝鮮に渡航する使節が登場した。彼らに共通するのは、室町幕府周辺で活動中の実在する有力者の実名や法名と一致する名義を名乗っていることである。しかし、実際は、親族関係に世代のズレが見出せたり、官職・官途・法名が実在者と異なったりしていた。当該期は、1454(享徳3)年の畠山政長と義就の家督争いによって、京都周辺の政治状況が混乱を極めていた時代であり、先の偽王城大臣使はこの様な政治的動乱に乗じて創出された偽使であった[橋本1997a](類型Ⅶ)。

とりわけ興味深いのは、この様な偽王城大臣使が真使の日本国王使と連携して創出されていることである。1463(世祖9)年、天龍寺勸進船の意味合いを有する日本国王使が朝鮮に派遣された。正使には俊超、副使には仰之梵高きょうしほんこうなる禅僧が起用されていた[伊藤2002a、第1部第2章]。そして、この国王使には斯波義廉・京極生観・渋川教直名義の使節も同行しており、朝鮮に渡された足利義政国書の文面にも3氏の使送の存在が明記されていた。しかし、この国書は京都からの途上で改竄されたものであった。それを象徴するように、この国書では朝鮮国王のことを「陛下」と他称している。足利義政が、世祖のことを「陛下」と尊称することは絶対に有り得ない(通常は「殿下」を使用)。義政にとって「陛下」の語の使用は、朝鮮国王世祖に臣従することを意味するからである。この類の表現を用いる書契は、偽使または対馬宗氏が朝鮮にもたらした書契にのみ確認できる。その点でも、この国書が宗氏によって改竄されたことは明らかといえる。偽使派遣勢力は、朝鮮国王への臣従姿勢を強調することで、相手側の疑惑をかわしつつ厚遇を獲得しようとしたのである。この時、国書改竄に関与したと推測できる人物が、日本国王使副使の仰之梵高(夢窓派華蔵門派)である[橋本1997a、64頁]。彼は、この後、朝鮮からの帰途、宗成職・貞国に請われて対馬に留まり、佐賀景德庵さかで書契や文引を発行する外交業務を担った。宗氏が、よりレベルの高い深处倭名義の偽使や偽王城大臣使、最終的には偽国王使をスムーズに仕立てるためには、それ相応の外交技術と情報収集能力が必要とされた。特に、それらの書契の起草や改竄には、先例や故実を踏襲し修辞技術を駆使する高度な漢文能力が必須であった。宗氏は、朝鮮通交貿易拡大のためにも、このような能力を有する人的基盤の確保が求められていた。仰之梵高の対馬逗留は、宗氏が京都五山系の外交文書起草能力と、中央に直結する情報ネットワーク(禅宗系のネットワーク)を獲得したことを意味し、多様な偽使創出を可能としたのである[橋本1997a][伊藤2002b]。また、宗氏が真使の日本国王使に便乗する形で国書を改竄し(類型Ⅱ)、偽

王城大臣使を朝鮮に通交させたパターンは、1448年に博多商人が日本国王使に添船を出して貿易しようと試みた事例と非常に類似している。この事実は、15世紀半ば以降、玄界灘地域において一定度の偽使創出テクニックが熟成・共有されていたことを意味している。

【書契にみる美辞的表現】

時 期	書 契 名	美 辞 的 表 現
享徳3年(1454)	偽宗像氏正書契	「皇帝陛下」
世祖6年(1460)	偽畠山義就書契	「義就上表曰…」 「為是謹俱表」 「臣義就」
世祖6年(1460)	偽畠山義忠書契	「義忠上表曰…」 「恭惟陛下」 <small>(日本)</small> 「我国、凡有官職者、莫不事大國」 <small>(朝鮮)</small>
世祖9年(1463)	足利義政国書	「今又天竜満堂之海衆、蒙 陛下庇蔭」
世祖10年(1464)	宗成職書契(特送使・秦盛幸)	「今上皇帝」
成宗1年(1470)	偽畠山義勝書契	「欽慕大國之仁政」
成宗1年(1470)	偽伊勢政親書契	「今上皇帝」 「扶桑殿下」
成宗1年(1470)	偽山名教豊書契	「陛下」 「我国皇源義政」 「朝鮮国皇」
成宗1年(1470)	宗貞国書契(特送使・豆老)	「陛下」 「先是仏心天子」
成宗1年(1470)	宗貞国書契(特送使・梵賀)	「先皇帝」 「扶桑殿下」
成宗2年(1471)	偽斯波義廉書契	「新王陛下踐祚」
成宗3年(1472)	偽京極持清書契	「皇帝陛下」
成宗3年(1472)	偽山名教豊書契	「皇帝陛下」 「今上皇帝踐祚」
成宗3年(1472)	偽大内政弘書契	「陛下」
成宗3年(1472)	偽畠山義勝書契	「天子」
成宗4年(1473)	偽畠山義就書契	「今皇帝」
成宗4年(1473)	偽大内政弘書契	「皇帝陛下」 「我殿下」
成宗5年(1474)	宗貞国書契 (特送使・宗茂勝、皮古汝文)	「陛下」

※[高橋1987]を参考にして作成。

世祖の治世下の1460年代半ば、朝鮮歴代国王の中では特に熱心な仏教信者であった国王が諸寺院に参詣すると、瑞祥現象が度々起こった。1466(世祖12)年、世祖は来朝していた肥前那久野藤原頼永なごやの使送寿蘭じゅらんに対して、日本国王に祝賀使の派遣を要請する書契を託した。その後、これに呼応するかの如く、1471(世祖17)年までの僅か数年の間(通交が集中するのは1467～1470年)に、世祖の仏教的奇瑞を讃える大量の祝賀使が日本から朝鮮に渡航した。これら大量の通交者たちは、①寿蘭・細川勝氏・祝賀日本国王使心苑東堂、②祝賀使、③寿蘭護送、④宗貞国請、という4つの種類に区分けできるが、④宗貞国請は②祝賀使が朝鮮側に受け入れられなくなったために登場したのであり、基本的には同質のものであった。そして、多くの通交名義

は朝鮮側に受け入れられやすい肩書きになっているが、その実在を確認できる者はほとんどいない初度通交者であったこと、受職人や歳遣船定約者をはじめとして普段は頻繁な通交を行う対馬・壱岐の人間が皆無であることなどから、その通交の主体はすべて過海糧目当ての対馬島人で(類型Ⅷ)、藤原頼永使送寿蘭(類型Ⅷ)や祝賀日本国王使(類型Ⅵ)も同様、宗貞国の下で組織的に創出された偽使であった[長2002b]。篡奪することで政権を奪取した世祖は、即位以来、常に王権を強化し荘厳化する手段を模索していた。例えば、本来は明皇帝のみが行う祭天儀礼を実施する一方、明皇帝を遙拝する望闕礼を放棄し、「夷」を従える皇帝を彷彿とさせるかの如く、「倭人」と「野人」を列席させて、朝賀礼と会礼宴を王宮内で盛大に催している[桑野2002]。仏教的奇瑞現象の喧伝と日本国王への祝賀使派遣依頼も、まさに世祖の王権荘厳化策の一環であり、対馬宗氏は世祖の思惑を通交権拡大の好機と捉えて巧みに利用したのである。

なお長節子氏は、この間、歳遣船定約者で唯一祝賀使を送った島津忠国については真使だと理解されている。宗氏が朝鮮への主要な輸出品である南海産物獲得上、薩摩の港を支配する忠国を重要視したからというのが、その理由である[長節子2002b、36～37頁]。しかし、南海産物は博多商人や薩摩商人を介せば容易に獲得できる文物であるし、15世紀半ばには琉球―薩摩関係の悪化により、博多商人が薩摩を経由せずに直接琉球に向かっており、その航路は『海東諸国紀』にも記されている[佐伯2003、36～37頁]。実は、島津忠国使送こそ真偽再考の余地がある。当該期、確かに薩摩・大隅・日向守護としての島津忠国(初名は貴久)は実在した。しかし、島津氏は室町期を通じて「藤原」姓を名乗っており、彼が対外的に「源」姓を自称するのは不自然であるし、「^(尾利義政)国 王の族親」とする『海東諸国紀』源忠国条の記載も実態と合致しない。11年後の1478(成宗9)年、忠国の子の島津立久(源姓を自称)が舎交老愁戒を使節として朝鮮通交しているが、舎交老愁戒は別の機会には平方忠吉(→偽使?)の使送人にもなっている⁽⁶¹⁾ことを考慮すれば、島津忠国の真偽も慎重にならざるを得ない。そもそも、南九州地域の朝鮮通交者は、名義人が物故者となってからも長期にわたって通交が継続されたり(島津元久・島津持久・島津忠国・伊集院熙久など)、諸氏の実際の肩書きと通交名義の肩書きが全く一致しない場合が多い。例えば、15世紀後半、薩摩州には「大隅太守」を名乗る熙久(偽使)、「日向太守」を名乗る盛久(偽使?)、「市来太守」を名乗る国久が存在し、「薩隅日三州太守」の島津忠国・立久父子がいた。これらの自称内、国内史料から確認できるのは大隅守熙久と薩摩・大隅・日向守護の忠国・立久のみで、日向守の官途を有する者はまったく確認できない。これらの諸状況を考えれば、島津忠国の祝賀使は偽使の可能性が高かろう。この場合、九州西岸を往来する薩摩商人あたりが通交名義人の貿易を展開していた可能性が考えられる(類型Ⅵ、類型Ⅶ、類型Ⅷ)。

1469(睿宗1)年7月、応仁・文明の乱に連動した北部九州地域の動乱に乗じて、宗貞国は主君筋に当たる少弐頼忠と共に筑前へ進軍し、大内氏勢力を排除して博多を支配した[佐伯1978、319頁]。これを契機として、宗氏と博多商人の間には、朝鮮通交貿易権を媒介として経済的・政治的に密接な連携関係が生じた[橋本2003]。1450年代以降、宗氏は深処倭名義による偽使通

(61)『成宗実録』7年2月丙戌条、9年2月甲辰条。

交の集積に加えて、王城大臣使の偽使も創出していたが、増大する偽使通交を維持・展開するためには、対馬島のみの需要供給能力では到底不可能であり、貿易物資の調達や回賜品を転売する市場としての博多は重要な地であった。一方、博多商人も、宗貞盛の博多撤退以降、統制が完備した朝鮮通交の場で、文引発給権を有する宗氏と連携し、それを梃子に通交権を確保・拡充することを切に願っていた。この結果、宗貞国は博多商人と融和的關係を結ぶために、新規の通交権としての王城大臣使を宛った。ただし、既に1450年代後半から対馬島人に実在名義人の王城大臣使による通交権(類型Ⅶ)を付与していたため、博多商人に宛われたのは架空名義人の王城大臣使の通交権(類型Ⅷ)であった。1470(成宗1)年を画期として大量に発生した架空名義人の王城大臣使は、応仁・文明の乱という日本国内の動乱に乗じる形で、博多商人によって担われていたのである[橋本2003]。なお、宗貞国が筑前出兵中に、対馬の留守政府は、(実質的)守護代の宗盛直・職盛父子が掌握していた。この間、文引・書契の発給権を獲得した彼らは、菊池氏⁽⁶²⁾・呼子氏・神田氏名義の偽使通交権所務者が筑前出兵中の間隙を縫って偽使の偽使を派遣したため、一時的に通交権の分裂する状況が発生した。しかし、1471(成宗2)年12月宗貞国の帰島によってこの事態は終息した[橋本2002・2003]。

このように、宗貞国の博多出兵を契機として貞国と博多商人の連携が明確化したことで、以後の朝鮮通交において両者の協調關係が随所で確認できるようになる[橋本1997a、66～67頁][伊藤2002b、59～60頁]。例えば、博多商人の藤安吉の子や宗茂信(宗金嫡孫)の受職が宗貞国の請いによって為されていること⁽⁶³⁾、三末三甫羅(宗金の孫)^{さいもんさんぷら}が偽畠山殿使送として渡海したり立石国長から歳遣船を分与されようとしていること⁽⁶⁴⁾、四郎三郎(道安の子)が対馬佐護郡代宗国久使送として渡海していること⁽⁶⁵⁾などが確認できる。特に宗茂信は、偽畠山義勝使送や偽日本国王使の指路船主或いは都船主として何度も朝鮮に赴いており⁽⁶⁶⁾、宗氏と博多商人の密接な連携を象徴するような人物であった。

また、当該期日本の正式な外交交渉や外交文書起草は禅僧によって担われていた。朝鮮通交においても、外交文書の携帯は必須であり、日本国王使や巨酋使などの使節は基本的に禅僧が正使や副使として起用されていた[伊藤2003]。偽使通交には、博多商人の有する資本やネットワークのみならず、外交僧の存在も不可欠であった。既に、宗成職の時代に、偽使通交を支える禅僧として仰之梵高の存在があったが、宗氏と博多商人の連携が深まった1470年以降は、博多聖福寺を中心とする禅宗勢力(幻住派)が偽使通交を主体的に支える人的基盤となった。鎌倉

(62)菊池氏は、朝鮮から「菊池殿」と呼称され、当初は文引の対象外として位置したが、15世紀前半における通交事例は稀少であり[青木1993]、おそらく菊池氏の朝鮮通交に対する指向性は他の諸氏に比してそれほど高くなかったものと思われる。しかし、この菊池氏の朝鮮通交は、1450年以降、突然偽使名義によって増加するのである。

(63)『成宗実録』4年1月辛亥条、『中宗実録』9年11月己未条。

(64)『成宗実録』7年7月丁卯条。

(65)『燕山君日記』3年10月壬午条。

(66)『成宗実録』11年7月癸未条、『中宗実録』9年11月甲申条。

期の創建以来、博多商人と密接な聖福寺は、博多における通交貿易の拠点として君臨し、室町幕府や大内氏の外交を担う場合もあった。宗氏—博多商人による偽使通交が拡大する当該期、まさに偽使通交を支える人的基盤という点でも盤石の体制となったのである〔橋本1998a、5頁、14～15頁〕〔伊藤2002a・2002b〕。

1470年代以降、偽王城大臣使の通交権を獲得した博多商人は、さらに新たな通交権確保に動いていた。1471(成宗2)年、博多商人平左衛門尉信重らが琉球国王尚徳名義の使節として朝鮮に渡航し、近年横行している外交文書の偽作を防止するために、朝鮮政府に割符制の導入を提案した。割符とは、琉球と朝鮮とに割符を2枚ずつ分置し、左右の印影を照合することで使節の真偽を見分ける符驗(勘合)のことであり、朝鮮側はこの提案を快く受け入れた。実は、この割符制を提案した信重の国王使は、琉球側の正式な要請を受けた使節ではあったが、途中、国書が改竄されて、信重側に使行のイニシアティブが移っていた(類型Ⅲ)。朝鮮に派遣される琉球国王使は、従来から(世宗期から)対馬や九州人(博多商人など)が請け負ったり、琉球人が彼らの船に便乗する通交形態で展開されていた。場合によっては、対馬や九州人が琉球側の国書を改竄したり偽琉球国王使を創出することもあったが〔田中1975、第2部第2章〕、信重らの提案した割符制は、このような琉球国王使を悪用して自らの貿易拡大を目論む際、朝鮮側に国書の改竄や偽琉球国王使の実態を正当化するために考案された制度といえる〔橋本1997b〕。この結果、博多商人はフレキシブルに琉球国王使(偽使)を利用することが可能となった。

また、1478(成宗9)年には久辺国主李獲の使者と称する薩摩人閔富なる者が、朝鮮に大蔵経を求請してきた⁽⁶⁷⁾。この使節には、「薩州の守護代・官占貞久」なる人物も添船1艘を同行させていた⁽⁶⁸⁾。久辺国李獲は、この4年後にも中務衛なる者を派遣している⁽⁶⁹⁾。これらの使節は、薩摩商人が久辺国なる架空の国を仕立てて大蔵経を獲得しようと試みたとされている〔村井1988、343～348頁〕(類型Ⅸ)。その可能性は非常に高いが、当該期の朝鮮通交のあり方を考慮すれば、そこに博多商人か対馬勢力の協力もあったことは容易に察しが付く。ところで、先に博多商人信重たちが考案した割符制は、その割符制を遵守しない同じ博多商人也次郎の偽琉球国王使の振る舞いによって、1490年前半には崩壊してしまう〔橋本1997b、88～91頁〕。この事実は、朝鮮通交権をめぐる、博多商人が必ずしも一枚岩として一致団結していた訳ではなくて、内部で何らかの主導権争いが発生していたことを示している。こうして考えてみると、先の久辺国主李獲使送は、信重らの割符制によって琉朝通交から排除された勢力が、琉球国王使以外に活用できる通交権を模索した結果、

(67)『成宗実録』9年11月庚申条、12月戊子条。

(68)『成宗実録』13年閏8月庚辰条。当該期の南九州で守護代を自称するのは、大隅国衛を押さえる本田氏しか確認できない。また、島津家の通字「久」を下に付けられるのは、守護家と密接な関係を有するかなり高い家格の者のみである(新名一仁氏のご教示)。即ち、「貞久」とはこのような南九州の諸事情を考慮して巧みに創出された偽使をサポートする架空名義だと考えられる。

(69)『成宗実録』13年2月丙午条。

生じたのではないかと推測することができる。

さて、偽王城大臣使の通交権によって、非常に有利な貿易を展開していた博多商人は、その後痛烈な打撃を受ける。1474(成宗5)年、室町幕府側の提案により、日本国王・王城大臣名義の偽使通交を阻むための符驗(牙符)制度が朝鮮側の手によって作られたからである。日本国王使正球によって幕府にもたらされた牙符は、その後1482(成宗13)年の日本国王使榮弘が使用した結果、ここに牙符による通交査証制度が確立してしまう[橋本1997a、50～51頁、69～70頁]。まさにこの時、日本国王使榮弘と歩調を合わせるかのように、「夷千島王遐又」^{えぞがちしまおうかしや}の使者と称する宮内卿なる人物が、朝鮮に大蔵経を求請している⁽⁷⁰⁾。この使節も先の久辺国主李獲と同様、架空の国を仕立てて大蔵経を獲得しようとしたのであるが[村井1988、339～343頁](類型IX)、その派遣に至る背景として、牙符制の発効により通交名義の減少を恐れた偽使派遣勢力(博多商人たちか?)が、新たな通交名義(通交権)獲得のために動いたのではないかと想定されている[橋本2003]⁽⁷¹⁾。しかし、この試みは結局失敗し、以後、博多商人による偽王城大臣使の通交も途絶する⁽⁷²⁾。このように、1470年代以降、宗貞国との連携を契機として拡大した博多商人の朝鮮通交権は、まず1480年代前半に牙符制の施行によって偽王城大臣使の通交権が失われ、1490年代前半には割符制の崩壊によって偽琉球国王使の通交保障制度も失効してしまったのである。

この事態を打開したのは、他ならぬ日本国内の政治的動乱であった。即ち、1493(明応2)年に勃発した明応の政変後、將軍職復帰を目論む足利義植^{よしたね}(初名は義材^{よしき}、以後義尹^{よしただ}、義植と改名、本稿では義植で統一)は、越前朝倉氏や周防大内氏の下に身を寄せて、保有していた外交権(日明勘合・日朝牙符)を梃子に求心力を高めようとした。この結果、九州の諸勢力に日明勘合や日朝牙符が切り売りされたため、偽使派遣勢力は牙符を獲得した大内氏や大友氏と連携することで、再び日本国王や王城大臣名義の偽使を派遣できるようになった。1501(燕山君7)年、偽日本国王使^{ほうちゆう}弼中道徳が、大内氏の獲得した牙符を活用して朝鮮に渡航し、大蔵経の獲得に成功している。以後、偽使派遣勢力は、牙符を保有し博多を支配する大内氏や大友氏の一定度の意向を加味しながら、偽使通交を継続することができた[橋本1998、4～7頁]。しかし、このような偽使通交体制は、1510(中宗5)年の三浦の乱の勃発によって一気に崩壊したのである。

(3) 16世紀～17世紀前半の偽使通交

最後に、16世紀～17世紀前半(柳川一件まで)の日朝通交における偽使通交について簡略に触れておく。三浦の乱後、早期の朝鮮通交復活を切望する宗氏は、偽日本国王使を派遣し交渉に臨んだ結果、壬申約条を成立させるものの、15世紀以来獲得して来た諸々の通交権の大部分

(70)『成宗実録』13年4月丁未条、同月癸亥条、5月庚辰条。

(71)「夷千島王遐又」の派遣主体として対馬島人を想定する長節子氏の理解があるが[長節子2002a、第2部第2章]、本稿では橋本雄氏の解釈[橋本2003]に同調した。

(72)1479(成宗10)年には、大内殿使瑞興が朝鮮側に「通信符」による厳密な査証を求めたため、以後、大内殿使の偽使も途絶している[伊藤2003]。

を喪失した。以後、16世紀の宗氏は、朝鮮側と交渉を繰り返す、徐々に深处倭名義の通交権や受職人の通交権などを復活させていく。宗家旧蔵の図書・木印群や「朝鮮送使国次之書契覚」などの対馬側史料が物語っているように、これらの通交権は対馬勢力によって所務されていた偽使であった(類型VI、類型VII、類型VIII)。16世紀末、日本列島に豊臣政権が成立すると、秀吉は朝鮮国王の来日要請を宗氏に求めた。宗氏は、偽日本国王使を朝鮮に派遣し、秀吉の要請を通信使の派遣要請にすり替えて交渉した結果、約150年ぶりに通信使の来日を実現した。これによって、宗氏が壬申約条以来再構築してきた偽使派遣体制が崩壊する。また対馬宗氏は、偽日本国王使の存在を秀吉から隠蔽するために、朝鮮国王李^(宣祖) 昞国書を改竄した。豊臣政権は、独自の外交機関を設置せず、朝鮮外交を宗氏に任せたため、15世紀以来の偽使創出に関わる能力や技術は対馬で温存された。その後、壬辰・丁酉倭乱(文禄・慶長の役)が勃発して日朝通交は断絶する。戦後、朝鮮通交の早期の再開を目論む宗氏は、再び偽日本国王使を派遣して朝鮮と日本の国交正常化を図った。その結果、朝鮮から回答兼刷還使が徳川政権に派遣されることとなったが、ここでも偽日本国王使の存在を隠蔽するために国書が改竄された。最終的に己酉約条が成立し、日朝通交は復活するが、以後約30年間、柳川一件の勃発まで両国国王使の国書は対馬によって改竄され続けた。柳川一件後、徳川政権は以酹庵輪番制度を制定し、ここに中世的日朝通交のあり方は完全に終焉を迎えたのである[中村1969][田代1983][田代・米谷1995][米谷1997a][米谷2002][伊藤2002b][伊藤2002c]。

おわりに

本稿では、14世紀末期～17世紀前半(柳川一件まで)に至る日朝関係をあり方を、偽使の視点から再構築して考察した。以上の考察によって分かるように、14世紀末期～17世紀前半の日朝関係は、まさに「偽使の時代」と言っても過言ではない時代であった。日朝関係における偽使の発生は、朝鮮初期、倭寇対策の一環として、朝鮮政府が無条件に多数の日本側通交者(地域の首長のみならず)を受け入れて諸々の恩恵を与えていたのを、世宗期以降、その経済的負担増大回避の目的で、書契や文引による対日通交統制策を導入し、徐々に日本側通交者たちの朝鮮通交貿易を抑制したことに直接の原因がある。この結果、朝鮮通交を強く指向した日本側通交者(特にその中心が対馬宗氏や博多商人)は、朝鮮側の通交統制を合法的に回避する手段として偽使通交という通交形態を生み出したのである。特に、朝鮮側が通交統制の切り札として対馬島主の発行する文引を位置付けたことは(この制度自体、宗氏が朝鮮政府に提案したものであるのだが…)、宗氏(および博多商人ら)による偽使通交を自らの制度によって保障してしまうことになった。これに対して朝鮮政府は、偽使の存在を看取できなかったばかりか、例え偽使の存在を認識できた場合でも、それが倭寇へ変質することを恐れるのと同時に、自らを中華と認識する大國意識によって、偽使を完全に拒否することはできなかった。

また、従来、中世後期(朝鮮前期)の日朝関係は、明皇帝と日本国王(室町殿)の間に通交が

限定された一元的な日明関係と対比して、朝鮮と日本の諸勢力が個々に多様な通交関係を形成した多元的なものとして理解されてきた。これは、朝鮮政府が倭寇懐柔政策の一環として多様な日本側通交者を受け入れた結果であり、確かにこの理解は正鵠を射ているといえよう。しかし、それら多様な通交名義人の中には、対馬勢力や博多商人によって創出された非常に多くの偽使が存在していたことを忘れてはならない。例えば、『海東諸国紀』に記される大部分の日本側通交者が、実は偽使派遣勢力によって生み出された偽者であり、実態とは大きくかけ離れた虚像であったこと[長2002b]を考慮すれば、多元的という当該期日朝関係の理解も、その内実まで無批判に多元的という訳にはいかないことは明白である。

次に、偽使の存在が朝鮮王朝に与えた影響も考えてみたい。まず第一に挙げるべきは経済的影響であろう。朝鮮政府が世宗期以降に順次通交統制を開始したのは、日本側通交者を接待する経済的負担軽減の目的であったが、偽使通交はその統制を合法的に回避する手段であったため、偽使の存在は朝鮮側の経済的負担に直結した。また、通交統制によって生み出された歳遣船定約は、本来的には深处倭名義の通交を限定するものであったが、同時にこの定約の存在によって偽使名義の歳遣船分の接待料や過海糧などの支出が確実となった。さらに、偽使は貿易を拡大する目的で創出されており、『海東諸国紀』『朝聘応接紀』の規定に基づいて厚遇せざるを得なかった日本国王使や巨酋使の偽使は、朝鮮側の負担が絶大であった。こうした朝鮮側の負担が朝鮮国家の財政や人民(特に慶尚道)に少なからず影響を及ぼしたのは想像に難くない。

また、偽使の存在は政治的にも大きな影響を及ぼしている。1443(世宗25)年の通信使以来、朝鮮側から日本本土への実際の遣使が途絶え、日朝通交は日本からの一方的な通交状態となっていた。この事態は、朝鮮側の意識の問題もあるが、それ以上に朝鮮使節が派遣された場合、偽使の存在が露見することを恐れた偽使派遣勢力の思惑に基づいている[橋本1997a、68頁]。この結果、朝鮮政府は自ら日本を観察する術を失い、偽使派遣勢力を媒介とした非常に偏向した日本情報のみ依存することになったため、虚像としての日本国を見続けてしまった[米谷1997b]。この事が、16世紀末期、まさに日本国内に豊臣秀吉の統一政権が誕生した時、朝鮮政府は日本の国内情報を十分に把握・理解することができないまま秀吉の真意を見誤り[米谷2003]、侵略戦争の渦に巻き込まれていく遠因となって結実するのである。

では、朝鮮王朝にとって偽使とは如何なる存在であったのであろうか。勿論、経済的損失を考慮すれば、大量の偽使は招かれざる使節であったことは想像に難くない。しかし、既述したように、疑わしい使節、または明らかな偽使であっても朝鮮側が完全に拒否できなかった背景として、1つは南の辺境の防備という軍事的問題があった。まさに偽使の受容は、一種の倭人・倭寇対策として考えられていたといえる。さらに、偽使は朝鮮国王の王権の荘厳化に大きく寄与する「朝貢分子」としても位置付けられていた。例えば、正朝・冬至に行われる対明儀礼・望闕礼に引き続き王宮の正殿で実施された朝賀礼と会礼宴に集う異域の民「倭人と野人」は、まさに朝鮮国王の華

夷意識を満足させるためには必要不可欠の存在であった[桑野2004]⁽⁷³⁾。まして、多様な肩書きを称する大量の日本側使節は王権をより荘厳化する存在であり、その点から言えば使節の真偽は問題ではなかったといえる。むしろ、より有利な経済的利益を享受するために、朝鮮国王に対する称賛を惜しまなかった偽使の言動は、朝鮮国王の威徳をより大きく喧伝するものとして認識されていたと考えられる。その意味で、偽使を含む日本側使節は朝鮮外交秩序に明確に位置付けられており、両者の利害関係は一致していたともいえる。

ところで、本稿で考察してきた偽使という事象は、14世紀末期～17世紀前半の日朝関係の場のみで現れる特異な現象とはいえないことを付言しておきたい。例えば、14世紀後半の日明通交の場に目を転じてみると、日本から「良懷」名義で通交した使節の中には、北朝方(室町幕府・足利義満)の偽使が混じっていた。これは、明から冊封を受けた南朝方の征西府懐良親王が、日明通交貿易を通じて明と密接に結び付くことを、足利義満が恐れたためである[橋本1998b, 23～28頁]。また、15世紀中葉の明と北方民族(モンゴル)間の通交例も見ておこう。1442年(正統7)年の事例に、「時に瓦剌の使臣二千余人、大同に至る。方に旬日にして又、百余人、也先の使と称して、関を叩き入貢せんとす」⁽⁷⁴⁾とあり、オイラト(瓦剌)の使臣2000余人と、エセン(也先)の遣使を詐称したと思われる一団100余人が朝貢を求めて大同に来ている。当時の大同総兵官武進伯朱冕らは、也先を称する一団の素性に疑問を抱いたが、北京からの勅諭に「彼も既に遠来の理なり。須く寛に従い、勅を待て。至れば即ち関を啓き、之を納れよ」とあったため、大同で面倒を見ることになった。この後、モンゴルから明の大同には多数の朝貢使が訪れ、多数の使臣団が北京を往復したため、明側の経済的負担が増大し、通交統制の導入が図られているのは[川越2003, 第5章]、まさに中世日朝通交の場と類似した展開といえる。

まさに、偽使とは、東アジア通交圏において、国家相手の通交貿易を求める際に常に活用された非常に有利な1つの通交形態であったといえる。東アジアの諸国家では、中華思想の下、国家内で中華を標榜し、建前・体面として異民族など国外の周辺人民の来朝を、国家や首長の威光や徳の拡大と認識し(徳化主義)、王権の荘厳化に寄与するものとして内政に活用していた。このような考え方は、その国家の枠外の人々が国家に通交しようとした際、格好の利用材料となり得た。中世日朝通交の場で、偽使が自ら朝貢使の如く振る舞い、朝鮮国家や朝鮮国王の徳を強調することでその歓心を買った外交手法は、まさにその好例といえる。その意味で、中世日朝関係における偽使も東アジア通交圏にあっては、決して特異な通交形態とはいえない。しかし、それが極めて規模が大きく、組織的・恒常的に展開されていたという点で特徴的であるのは確かである。

最後に、簡単ではあるが、先学の研究成果も加味して、中世日朝通交における偽使の判断基

(73)桑野栄治氏は、朝鮮初期の王宮内部に、中国古代の元会儀礼(朝賀礼とその後の宴)の疑似空間を想定されている[桑野2004, 125頁]。元会儀礼とは、皇帝—中央官僚間の君臣関係再認・和合を中核に、皇帝と地方政府との間の貢納—従属関係、および皇帝と外国諸民族との間の貢納—服属関係から構成されていたという[渡辺1996, 192頁]。

(74)『(明)英宗実録』正統7年10月戊戌条。

準を示しておく。勿論、ここに示す基準は絶対的な基準ではなくてあくまでも目安に過ぎず、各通交者の真偽はその通交者の置かれた歴史的状況を加味して慎重に判断しなければならない。また、偽使の中には、通交名義人の意向を一定程度反映した場合も確認でき、単純な真偽判断のみしても、実像は把握できないことを付け加えておく。

【偽使の判断基準】

〔日本国王使の場合〕

15世紀

・国書(書契)のあり方

国書の文中で、「皇帝」「陛下」などいわゆる「朝鮮大国観」を表出したり明年号を使用するなど、当該期の国書の規範に相違する場合

・使者のあり方

俗人である場合〔伊藤2003〕

16世紀以降

基本的に偽日本国王使

〔巨酋使の場合〕

王城大臣使

初期の斯波氏の通交を除いて偽使

大内殿使

15世紀中葉の一部の使節、応仁・文明の乱時の使節、16世紀後半(大内氏滅亡後)の通交は偽使〔伊藤2003〕

その他の巨酋使

三浦の乱後の通交は偽使

・書契のあり方

通交者が朝鮮に提出する書契の文中で、「皇帝」「陛下」などいわゆる「朝鮮大国観」を表出し、朝鮮側の歓心を買おうとする場合

・通交名義人のあり方

通交名義人が実在しない場合や、実在者でも状況的に朝鮮通交を行えないような環境にある場合

・使者のあり方

俗人である場合〔伊藤2003〕

〔深処倭の場合〕

三浦の乱後の通交は偽使

・書契のあり方

通交者が朝鮮に提出する書契の文中で、「皇帝」「陛下」などいわゆる「朝鮮大國觀」を表出し、朝鮮側の歡心を買おうとする場合

・通交名義のあり方

通交名義人が実在しない場合や、実在者でも状況的に朝鮮通交を行えないような環境にある場合

・通交時期のあり方

1450年代以降に通交を開始する通交名義人、15世紀前半に通交歴が稀少で1450年代以降に通交を増大させる通交名義人、15世紀中葉に朝鮮通交への指向性を低下させていたにも関わらず1450年代以降通交を増大させる通交名義人の場合

[琉球国王使の場合]

15世紀半ば過ぎの瑞祥祝賀使は偽使

・国書のあり方

国書の形式が書契の場合は偽使、真使は基本的に咨文を使用[橋本1997b]

・使者のあり方

非琉球人の使者(対馬勢力や博多商人など)の場合は、国書が改竄されて使節の真意が変容している可能性がある

【補注】 ※釜山会議における報告に対する議論を受けて、訂正・変更・追加した主要箇所

〈補注① 107頁〉

本稿の論題を、「中世日朝関係における偽使の時代」から「日朝関係における偽使の時代」へと変更した。当初の論題冒頭に付けた「中世」は、日本史の時期区分に基づいた用語使用であり、朝鮮史でいう「中世」とは異なっているため削除した。

〈補注② 108頁〉

当初は【偽使の類型】として、Ⅰ. 真使便乗型、Ⅱ. 単純詐称型、Ⅲ. 真使請負通交型、Ⅳ. 名義借通交型、Ⅴ. 名義譲渡通交型、Ⅵ. 通交名義詐称型A、Ⅶ. 通交名義詐称型B、Ⅷ. 架空名義型、Ⅸ. 架空国家型に区分した。しかし、この区分ではⅠ～Ⅳのような完全な偽使と見なすには躊躇するグレーゾーンの通交パターンまで完全な偽使の範疇に入れて論じることになってしまい、通交実態の正確な表記としては不完全であった。そこで本稿では、類型そのものを14世紀末期～17世紀前半の日朝通交全体におけるモデルパターン(【日朝通交のモデルパターン】)を示す中に偽使の各種類型も含み込む方式に変更した。これによって、真使と偽使の狭間にあるグレーゾーンの通交類型を正確に位置付けることが可能となったと思われる。

〈補注③ 109頁〉

当初は、倭人懐柔策の結果、「朝鮮側の経済的負担は膨大化し国家財政を極度に圧迫した」と表現したが、「極度に」という表現を削除した。

〈補注④ 111頁〉

当初は、第3節「九州探題渋川氏との連携」、第4節「渋川氏没落後の動向」と分けていたのを、第4節を第3節の中に組み込んで論じるように変更した。

〈補注⑤ 117頁〉

文引の制が全面的に導入された翌年1439(世宗21)年の通交状況の異常さについて、当初は文引の制を回避するために、あらゆる手段を講じて通交の可能性を模索しようとした倭人たちの活動の結果だと評価した。しかし本稿では、この異常な通交状況の確認は、文引の制の導入により、朝鮮側が厳密に渡航者の実態を査証した結果、従来の通交状況が白日の下に晒された結果だと訂正した。

〈補注⑥ 123頁〉

【15世紀における進香目的の使節(偽使を中心にして)】という一覧表を追加した。

〈補注⑦ 134頁〉

対馬の留守政府のあり方について、新たに掲載発表された『韓日関係史研究』の[橋本2003]の見解に従って変更した。

〈補注⑧ 144頁〉

【参考文献】の中に、釜山会議後に発表された[橋本2004]を追加した。

【 参 考 文 献 】 ※50音順

- 青木勝士 1993 「肥後菊池氏の対朝交易 —『李朝実録』『海東諸国紀』記事の分析から—」
『戦国史研究』第26号
- 荒木和憲 2003 「対馬島主宗貞盛の政治的動向と朝鮮通交」『朝鮮学報』第189輯
- 伊藤幸司 2002a 『中世日本の外交と禅宗』吉川弘文館
- 2002b 「中世後期における対馬宗氏の外交僧」『年報朝鮮学』第8号
- 2002c 「現存史料からみた日朝外交文書・書契」『九州史学』第132号
- 2003 「大内氏の朝鮮通交と偽使問題」第97回山口県地方史研究大会発表
レジュメ
- 長 節子 1987 『中世日朝関係と対馬』吉川弘文館
- 2002a 『中世 国境海域の倭と朝鮮』吉川弘文館
- 2002b 「朝鮮前期朝日関係の虚像と実像 —世祖王代瑞祥祝賀使を中心として—」
『年報朝鮮学』第8号
- 川越泰博 2003 『明代長城の群像』汲古書院
- 川添昭二 1978 「九州探題の衰滅過程」『九州文化史研究所紀要』第23号
- 1996 『対外関係の史的展開』文献出版
- 黒田省三 1971 「中世対馬の知行形態と朝鮮貿易」『国士舘大学人文学部紀要』第3号
- 桑野栄治 2003 「朝鮮世祖代の儀礼と王権 —対明遙拝儀礼と園丘壇祭祀を中心に—」
『久留米大学文学部紀要 国際文化学科編』第19号

- 2004 『平成13年～平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))研究成果報告書・高麗末期から李朝初期における対明外交儀礼の基礎的研究』久留米大学文学部
- 小葉田淳 1941 『中世日支通交貿易史の研究』刀江書院
- 佐伯弘次 1978 「大内氏の筑前国支配 —義弘期から政弘期まで—」川添昭二編『九州中世史研究』第1輯、文献出版
- 1985 「大内氏の博多支配機構」『史淵』第122輯
- 1987 「中世都市博多の発展と息浜」川添昭二先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版
- 1992 「永享12年少弍嘉頼赦免とその背景」地方史研究協議会編『異国と九州 —歴史における国際交流と地域形成—』雄山閣出版
- 1994 「中世後期の宗像氏と朝鮮」川添昭二・網野善彦編『中世の海人と東アジア』海鳥社
- 1996 「中世都市博多と「石城管事」宗金」『史淵』133輯
- 1999 「室町期の博多商人宗金と東アジア」『史淵』第136輯
- 2003 「室町後期の博多商人道安と東アジア」『史淵』第140輯
- 関 周一 1997 「室町幕府の朝鮮外交 —足利義持・義教期の日本国王使を中心として—」阿部猛編『日本社会における王権と封建』東京堂出版
- 2002 『中世日朝海域史の研究』吉川弘文館
- 高橋公明 1982 「外交文書、「書」・「咨」について」『年報中世史研究』第7号
- 1987 「朝鮮遣使ブームと世祖の王権」田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館
- 1992 「外交称号、日本国源某」『名古屋大学文学部研究論集』史学38
- 田代和生 1983 『書き替えられた国書 —徳川・朝鮮外交の舞台裏—』中公新書
- 田代和生・米谷均 1995 「宗家旧蔵「図書」と木印」『朝鮮学報』第156輯
- 田中健夫 1959 『中世海外交渉史の研究』東京大学出版会
- 1975 『中世対外関係史』東京大学出版会
- 1982 『対外関係と文化交流』思文閣出版
- 田村洋幸 1972 「室町前期の日朝関係 —14世紀末～15世紀前半における偽使を中心として—」福尾教授退官記念事業会編『日本中世史論集』吉川弘文館
- 1967 『中世日朝貿易の研究』三和書房
- 外山幹夫 1982 『大名領国形成過程の研究 —豊後大友氏の場合—』雄山閣出版
- 中村栄孝 1965 『日鮮関係史の研究』上巻、吉川弘文館
- 1969 『日鮮関係史の研究』下巻、吉川弘文館
- 橋本 雄 1997a 「中世日朝関係における王城大臣使の偽使問題」『史学雑誌』第106編第2号

- 1997b 「朝鮮への「琉球国王使」と書契・割符制 —15世紀の偽使問題と博多商人—」『古文書研究』第44・45合併号
- 1997c 「「遣朝鮮国書」と幕府・五山 —外交文書の作成と発給—」『日本歴史』第589号
- 1998a 「室町・戦国期の将軍権力と外交権 —政治過程と対外関係—」『歴史学研究』第708号
- 1998b 「室町幕府外交の成立と中世王権」『歴史評論』第583号
- 2002 「肥後菊池氏の対外交流と禅宗・港町」『禅文化研究所紀要』第26号
- 2003 「宗貞国の博多出兵と偽使問題 —《朝鮮遣使ブーム》論の再構築に向けて—」『韓日関係史研究』第20輯
- 2004 「真贋のはざまに —情報論としての偽使問題から—」『平成12年度～平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(A)(1))研究成果報告書・8—17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流 —海域と港市の形成、民族・地域間の相互認識を中心に—』(上)東京大学大学院人文社会系研究科
- 藤川 誠 1999 「石見国周布氏の朝鮮通交と偽使問題」『史学研究』第226号
- 本多美穂 1988 「室町時代における少弐氏の動向 —貞頼・満貞期—」『九州史学』第91号
- 増田勝機 1970 「室町期に於ける薩摩の対朝鮮貿易」『鹿児島短期大学研究紀要』第5号
- 松尾弘毅 2002 「中世後期における壱岐松浦党の朝鮮通交」『九州史学』第134号
- 2003 「中世日朝関係における後期受職人の性格」『日本歴史』第663号
- 2004 「中世日朝関係における五島諸氏と通交体制」『東アジアと日本』創刊号
- 村井章介 1988 『アジアのなかの中世日本』校倉書房
- 1995 『東アジア往還 —漢詩と外交—』朝日新聞社
- 米谷 均 1997a 「16世紀日朝関係における偽使派遣の構造と実態」『歴史学研究』第697号
- 1997b 「漂流民送還と情報伝達からみた16世紀の日朝関係」『歴史評論』第572号
- 1998 「中世後期、日本人朝鮮渡海僧の記録類について」『青丘学術論集』第12集
- 2002 「文書様式論から見た16世紀の日朝往復書契」『九州史学』第132号
- 2003 「朝鮮侵略前夜の日本情報」日韓歴史共同研究委員会第2分科会東京会議報告論文
- 渡辺信一郎 1996 『天空の玉座 —中国古代帝国の朝政と儀礼—』柏書房

討論記録

発表者：伊藤幸司協力者

主題：「中世日朝関係における偽使の時代」(*主題は分科会議での発表時のもの)

○日時：2004年3月14日 10時—12時30分

○場所：釜山 パラダイスホテル

○参加者：

(日本側) 吉田光男委員、田代和生委員、六反田豊委員、伊藤幸司協力者、米谷均協力者

(韓国側) 孫承喆委員、趙珖委員、鄭求福委員、韓文鍾研究員、洪性徳研究員、
朴哲晄研究員、張舜順研究員

趙珖 ありがとうございます。慣例によれば発表時間は40分ですが、13分ぐらい超過して発表してくださいました。発表者に対して十分に配慮できたと思います。この合同会議の目標は、両国が合意した内容を実践するということがあります。ここには研究者の皆さんが参加しておられます。研究者の目標は自身の論文の完成度を高めることにあると思います。発表論文の完成度を高めるためには、討論に参加する相手側の意見をよく聞くことがよいのではないかと思います。そのためまず韓国側討論者の意見を申し上げ、制限された時間の中で余裕があれば、日本側研究者の方々の意見をお伺いすることにしたいと思います。

それではまず韓国側参加者の中から韓文鍾先生に討論を行っていただきます。韓先生は今回の主題についての討論の前に、前回発表された際に資料の提示について要請されていたと思います。これについてお話した後に討論に入るとのことです。それでは韓文鍾先生お願いします。

韓文鍾 韓文鍾です。討論の前に、12月の発表の際に指摘を受けた資料の利用についてご説明申し上げます。お手元の資料は、私が学位論文の準備のために1986年から作成してきた資料です。資料1は朝鮮の建国時から壬辰倭乱の直前までに朝鮮に渡航した通交倭人の通交記録4800件余りを朝鮮王朝実録を土台としてまとめたものです。この資料には通交日時、通交者の地域、官職、人名、使船倭人の姓名、進上品および求請品、回賜品、書契、図書、文引の所持、偽造の如何、歳遣船定約如何等、通交倭人についてのあらゆる事項を整理しつづけてきたものです。また資料2は、資料1を地域別人名別に整理したものです。またこの資料は、2003年に出版された『原文朝鮮王朝実録』において日本関連事項、日本の人名や地名の標点作業を行いながら補完したものです。昨年12月の発表の際私が利用した史料は、基本的にこの資料に基づくもので

あるということを申し上げたいと思います。したがって、伊藤先生の引用資料を発表文に反映していませんでした。しかし、伊藤先生が引用された資料の中でこの資料の中に無い資料、そして私が既存の論文で引用していない資料については、確認した上で論文を修正する際に注で処理する考えです。以上です。

趙珖 資料についての説明がありましたが、続けてこの伊藤先生の論文について質問してください。できるだけ多くの皆さんが質問・討論に参加できるように、簡潔にご発言ください。

韓文鍾 お配りした資料は、また返していただきたいと思います。

趙珖 質問してください。

田代 私も膨大な資料を扱っていますので、こういう資料の整理の時、たくさん資料から表を作っていきます。その中から発見されたことがいくつかありますけれども、本当に発見したかどうかということ、それからもう既に発見されてしまったことというのは、これは残念ながら、その前に発表した、最初に発表した人の論文を入れないとやはりいけないという手順があります。これはやはり、学問的に自分がいくら詳しく見ても、先に1年でも2年でも、とにかく数カ月でも早く論文を書いた方が、そこを指摘している以上は、その人の論文を指摘しないといけないというルールがあると思います。伊藤さんが前回指摘したことはその点なのです。

趙珖 ただ今の田代先生のご指摘について、韓文鍾先生、簡単にお答えください。

韓文鍾 田代先生のご意見は十分理解できます。もちろん、先学の研究成果を反映するのは当たり前だと思っておりますが、一般的な資料まで研究成果として反映するというのは無理があるのではないかと思います。

趙珖 時間節約のために早速質問に入ってください。

韓文鍾 質問いたします。

伊藤先生の論文は、実証的な資料に基づいて通交者の真偽如何と実体を把握した点に意味があると思います。しかし、疑問点と補充を要すると考える点について7つほど質問いたします。

まず、発表文日本語版12～16頁(最終報告書119～124頁)の日本国王使に関する問題です。1431年に幕府將軍の命を受けて派遣された日本国王使が、幕府將軍の事前承認も受けないまま、博多商人と結託して進上品をすり替えて將軍の国書を自由に改竄することが、幕府將軍の黙認のないまま果たして可能だったのか、そんなことが可能だったとすれば、当然日本という国家で最高権力者である幕府將軍が持つ存在の意味と役割は何なのか。そして、幕府將軍の文書や国書を改竄することに対する処罰条項や法令が、当時の日本にあったのか。

二つ目の質問です。結論部分で、偽使を東アジアの通交圏の中で行われた普遍的な現象と把握し、2つの事例を根拠として提示しております。しかし、この事例は南北朝の混乱期に表れる一過性の現象であったり、非常に特異な珍しい事例に過ぎません。それに対して、日朝関係において日本の通交違反者、すなわち偽使は長期間にわたって組織的、違

法的に、大規模に行われてきました。それにも関わらず、結論において偽使を東アジア国家の間で一般的に行われる外交現象として結論づけるのは、一般化の誤りを犯したと思います。そればかりでなく、たとえこのような外交形態が東アジアの国家の間でも一般的に行われていたとしても、日本の通交者たちがあらゆる手段と方法を使って行った違法行為は絶対に正当化してはならないと思いますが、これに対する伊藤先生のお考えを伺いたしたいと思います。

伊藤 ご指摘ありがとうございました。

趙珖 質問が7つあるということですが。

吉田 他の討論者の時間が無くなりますので…。

伊藤 単刀直入にお答えします。将軍の許可がなくても国書改竄は可能です。そして外交に対する将軍の何があったのかということに対しては、外交権を掌握していたということです。これについては、参考文献に掲げてあります1998年に書かれました橋本雄氏の論文を熟読していただければ、理解していただけるものと思われま。処罰はあったのかということについては、処罰は全くありません。

続きまして、偽使が一般化できないのではないかということについてです。これは結論を翻すつもりは全くありません。偽使、偽って通交するという手段は、東アジア通交圏において、ある程度普遍化できると考えております。ただ、日朝通交の場では、それが大規模、恒常的に行われた点の特徴的だと私も報告しております。それと、南北朝期のことは指摘されましたが、それではオイラートの事例はどのようにお考えなんでしょうか。

韓文鍾 史料に引用された1442年にエセン使節を称する使節について明が疑いを持っていたという事例を挙げられています。しかし、エセンの使節が偽使であったというはっきりとした証拠がないばかりでなく、その時期を前後してエセンの使節やオイラート使節において私はそのような事例を探し出すことはできませんでした。

趙珖 伊藤先生の立場からもその都度お答えになる方が効率的ではあると思いますが、論文の完成度を高めるにはより多くのお話をお聞きになった方がよいと思います。そこで、韓文鍾先生の質問をすべて聞いてからお答えくださるようお願いいたします。

韓文鍾 3番目の質問は、「偽使の時代」という表現についてです。先ほどご覧に入れた資料によりますと、日本から朝鮮に渡航した通交者の通交回数は4800余に達していると把握しております。その中で、伊藤先生が確実な根拠を持って偽使と判断されているものが具体的にどのぐらいになるのかお伺いしたいと思います。私個人の見解では、偽使より真使の方がはるかに多かったと思います。その場合、この時代を偽使の時代と表現することができるのか、もし偽使の時代と表現するとしたら、多数の真使は、当時の日朝関係においてどのような意味を持つのか、お伺いします。

4番目の質問です。日本では、偽使についての研究が活発に行われています。この偽使が朝鮮時代の日韓関係の中で持つ意味と役割は何なのか、お伺いします。5番目の質問です。朝鮮時代の日朝関係研究において、通交倭人の真偽を把握することはそれなりの意

味があると思います。しかし、通交倭人の真偽は日本国内の問題であり、朝鮮政府の問題ではないと思います。朝鮮の場合は、朝鮮政府が要求する外交儀礼と形式、すなわち書契と凶書、文引の所持、と進献と回賜という形式がそろっていれば、特別な問題がない限り通交者とみなして接待しました。結局、朝鮮では両国間の外交関係において、外交儀礼と形式を最も重要視していたと思われます。また、国家と国家間の外交というのは、相互信頼を基にして行わなければならないと思います。その点で、偽使は国家と国家間の相互信頼を破り、両国間の外交関係を破壊した不法的で欺瞞的な外交行為だったと思われますが、これに対する伊藤先生の見解をお伺いしたいと思います。

趙珖 質問が長すぎるので、司会者の職権でストップさせました。残り2つの質問は省略して、現在11時25分ですが、簡略にお答えいただければ他の人の質問を通じて伊藤先生の論文の完成度を高めるのに役に立つと思います。

伊藤 それでは時間がありませんので、簡単にお答えしたいと思います。表現についての疑問点、偽使の時代と呼ぶのはいかなものかということについてです。これは4800あると言われましたが、通交の回数ではなく通交の中身の問題であります。多くは、かなりの割合で偽使が混じっていたと思われます。真使が多いと言われましたが…。

吉田 ちょっと待ってください。重要な部分の一つあります。相当な数が偽使であったとお考えなんです。

伊藤 真使が多いとおっしゃいましたが、それでは、橋本雄、長節子、両氏のご論文を批判されるということなのでしょうか。もし真使が多いと言われるのであれば、この2つの論文を論破する必要があります。

続きまして偽使研究をやる意味です。これにつきましては、午後からご報告される孫承喆先生のご論文の結論部分に、「まず第一に両国関係の基本的な歴史事実に忠実でなければならない」と書かれております。だから、忠実に中世日朝関係史の歴史的な実態を解明しているわけであります。

続きまして、朝鮮史の問題ではないと言われましたが、私は、結論の部分で経済的問題と政治的問題があると指摘しております。

趙珖 伊藤先生のコメントに対して韓文鍾先生は反論があるようですが、ご遠慮ください。他の先生方は1つずつ質問してください。朴哲暁先生お願いします。

朴哲暁 私は簡単に質問します。結論部分に若干曖昧な、誤解の余地がある用語がありますので、その点についておうかがいします。伊藤先生は結びの部分で「朝鮮通交を強く指向した日本側通交者は、朝鮮側の通交統制を合法的に回避する手段として、偽使通交という形態を生み出した」と記されています。また、その下には、「朝鮮側が通交統制の切り札として対馬島主の発行する文引を位置づけたことは、宗氏による偽使通交を自らの制度によって保障してしまったことになった」とされています。しかしこの部分で「合法的な回避の手段」であるといっていますが、国家間の通交上の基本原則においては相互の信頼が重要です。しかし、一方の規制に対してその網をくぐりぬけるために、その規制に合わせるために、自身の

利益のために名義を詐称したり、書契の偽造を行ったことを果たして合法的といえるのか。「偽使」の「偽」という字にも非合法的という意味が含まれていますが、「合法的」と表現された理由は何なのか。実際に朝鮮側では、制度的にそのような部分について勿論一部については黙認していた部分がありますが、それは外交政策上のものであり、制度的に保障したわけではないと思います。これについてお答えいただければと思います。

趙珖 お答え願います。

伊藤 それでは簡単に。もちろん、詐欺まがいの行為は合法ではありませんが、私の言う合法は朝鮮政府から見たら合法、いわゆる韓文鍾先生が言われている規則に、朝鮮側の規則にかなったそういう合法であります。

趙珖 朴先生もお答えしたいことがあるようですが、いったん問題提起にとどめます。次に張先生どうぞ。

張舜順 私は簡単なこと2つ質問したいと思います。韓国語版32頁の第2段落(日本側最終報告書138頁)に、朝鮮側の対日遣使の中断が、「朝鮮側の意識の問題もあるが」と表現されています。この朝鮮側の意識問題とは具体的にどんな問題なのかお聞きしたいと思います。

伊藤 分かりました。これは、注であげております橋本論文の68頁を見ていただければ一番早いんですけれども、これは要するに朝鮮の官人が日本に行きたくなかった、あまり無理して危険な目をして行きたくなかったという意識であります。それと先ほどまだ朴先生のご質問に答えていない部分がありますので、ついでに言わせていただきます。偽使通交を保障したことにはならないと言われましたが、例えば、架空名義の深处倭名義に対して歳遣船定約を結んでしまったら、それは保障したことになると思います。

六反田 簡単に言えば、今のを私なりに翻訳すると、『海東諸国紀』の中で、要するに実際にはない名義が、日本から来る使節としてその中に入ってしまったということなんですね。そしてそうなってしまうと、制度的に朝鮮王朝が、実際にはいないんですが、その架空名義を保障しますよということになるんじゃないかということです。実際にはいないんですが、架空の名義の使節が朝鮮の制度の中に入ってしまったわけです。歳遣船契約を結んだ時に。そうすると実際にいたかどうかとは関係なく朝鮮側で制度的に保障してしまっただけということになるのではないかという回答です。

趙珖 それでは張舜順先生、最後までどうぞ。

張舜順 「終わりに」の最初の部分で偽使の出現の原因を説明されていますが、その理由を朝鮮側に求められています。例えば、「世宗期以降、経済的負担増大回避の目的で書契とか文引による対日通交統制策を導入し、徐々に日本側通交者との朝鮮通交貿易を抑制したことに直接的な原因がある」とされていますが、偽使は両国の歴史の中で出現したものであり、日本側で出現したものですので、日本国内にもその理由があるのではないかと申し上げたいと思います。

伊藤 朝鮮が通交を規制しなければ、日本側通交者は自由に貿易できたわけですから、あえて

偽使というまどろっこしいことをする必要はなかったと思います。

張舜順 私が言いたいのは、日本国内で、偽使の派遣は外交的な問題ですが、中央政権の地方統制弱化といった部分にも言及することができるのではないかということです。

趙珽 偽使発生日本側の原因は何かという質問でしたが、他の方の質問機会が無くなりますので、お答えは結構です。洪性徳先生お願いします。

吉田 大事なことの確認ですけれども、弱くなったのは地方政権、中央政権どちらのことをお考えですか。

張舜順 中央政府の地方統制が弱まったということです。

洪性徳 些細な質問といえますか、意見を申し上げます。この委員会で扱っている資料は、両国の研究者たち、そして教科書問題に関連する人々に配布されるものと承知しております。そのため、論文のタイトルや内部的な表現を扱う際に、特に大学で講義をする際に感じたことですが、時期区分が朝鮮と日本とでは異なります。そのため、日本の研究者が中世という表現を用いる際に韓国側で誤解があるので、可能であれば15世紀というような「世紀」を用いた表現を使ってはどうかと思います。個人的な意見です。

趙珽 お答えください。

伊藤 洪先生、ご意見ありがとうございました。時期区分については、また今後検討させて、題名については検討させていただきたいと思います。あと、張先生が中央政権が弱くなったのが原因ではないかと言われておりますけれども、この時期、日本の中央政権は、概してずっと弱かったというか、だいぶ朝鮮王朝とは違うというところがあります。

趙珽 それでは孫承喆先生お願いします。

孫承喆 時間がありませんので2つだけ質問します。伊藤先生の論文は、博多商人の役割に注目し、朝鮮の対日通交策が、日本の偽使派遣を合法化するのに利用されたと指摘されていますが、これは今後両国の偽使研究において参考にすべき指摘であると思います。朝鮮大国観に関する問題ですが、論文では、国書に「皇帝」「陛下」等の用語がある場合は偽使とみることができる、とされています。それでは、当時派遣された使節に、実際に朝鮮大国観というのはあったのか、なかったのかということが気になります。なぜかという、その用語を使ったのは偽使自身であったため、その用語を用いて渡航した場合、朝鮮国王が皇帝や陛下のように行動しても受け入れるということではないか。このような場合大国観の問題をどのように考えるべきかということです。

もう一つは、結論の部分で「偽使の存在は政治的に大きな影響を及ぼした」とされています。1443年以来偽使の存在が、両国関係を日本の一方的な通交状態とし、結局それが日朝関係を秀吉の朝鮮侵略という戦争の渦に追いやった。また偽使の時代を17世紀前半にまで設定することにより、偽使によって両国の国交が再開されたと説明されています。このような実証的な研究は高く評価しますが、もしこのように両国の外交が、偽使という外交的詐欺によって展開されたとすれば、当時の日本外交のアイデンティティ、日本の国家のアイデンティティというのはどのように説明できるのか伺いたいと思います。

- 趙珖** お答えください。
- 伊藤** ありがとうございます。まず朝鮮大国観についてですが、その使者が朝鮮大国観を持っていたか持っていないかまでは分かりませんが、朝鮮に取り入るための手段としての朝鮮大国観は持っていたと思います。
- 2点目です。朝鮮国王の中の、例えば世祖などは、自らが皇帝を標榜するような振る舞いをしております。これは、参考文献にあげておきました桑野さんのご論文などが、その儀礼的な面から考察されているので、これを参考としました。
- 最後、アイデンティティの問題ですけれども、これはなかなか難しい問題であります。ただし、概して私の考察したこの時期というのは、日本に強力な中央政権というものは存在しておりません。ですから、画一的な外交が東アジア諸国に対して行われていないということは、1つの考えていく上での重要な点ではないかと思っております。
- 趙珖** それでは鄭求福先生、質問を簡潔にお願いします。
- 鄭求福** 伊藤さんの発表を拝聴しました。実証においては、立派な論文だと思っております。外交史というのは、両国の関係史ではありますが、にもかかわらず、本論文は両国の史料を引用したといいますが、史料の解釈においては、日本側の視角に忠実であるだけで、朝鮮側に対する配慮が欠如していると思います。韓国側の研究成果が、全然注釈にありません。またその解釈においても、日本中心的な歴史観が強く反映されています。外交史というのは、両国の立場から解釈しようというこのバランスの取れた視角が必要だと思えます。具体的に、先ほどの洪性徳先生からも指摘がありましたが、私の考えではタイトルを「15-16世紀の日朝または朝日関係に見られる日本偽使の性格」とすべきではないかと思えます。なぜかといいますと日朝関係において偽使というのは、朝鮮には該当しないため、これを両国外交史の1つの時代として設定することは適当でないと思います。これに対する答弁をお願いいたします。
- 伊藤** 今、最後のほうに先生が言われた点については、題目については私もなるほどと思うところもありましたので、また考えさせていただきたいと思えます。ただ、史料解釈は、日本史より朝鮮史の配慮がないという点については、ちょっと分かりかねるところがありますので、具体的にご教示いただければありがたいなと思うのですが。
- 鄭求福** この時期の日朝関係についての研究は、勿論偽使については韓国側の研究成果がありませんが、日朝関係定立についての韓国側の研究成果がまったくないとは思いません。
- 孫承喆** それを無視した訳ではなくて、そのような具体的な研究成果を提示してもらえれば今後反映させると、そういう話でした。ですからもう終りにしていい話です。
- 吉田** 具体的に鄭求福先生の質問に対してのお答で、伊藤さんが特に史料解釈で韓国側に対する配慮がなかったというお話でしたので、では、それを具体的にどのような史料なのか教えていただきたいとお願ひしたのですが、そこのところをお答え願ひします。
- 趙珖** 私がお話いたします。先行研究を忠実に反映すべきではないか、これが研究者の基本的な姿勢だということが鄭求福先生の強調されたかったことのようにです。先行研究の反映が必

要だという原則についてお話されたわけですが、もう1点だけお話いただいて次の質問者の順番にしたいと思います。

鄭求福 この時期の外交関係というのは、朝鮮側の立場から解釈をするならば朝鮮と明という関係とは異なり『経国大典』に規定している朝鮮と女真、朝鮮と倭の交隣関係という点を全く解釈に反映していないという点を具体的に挙げるができます。これだけではありませんが、1点だけ指摘いたします。

趙珖 質問の意図はおわかりだと思いますので、私が質問することにしませう。お答えになりますか。

伊藤 確かに女真のほうは抜けているのは確かですけれども、私はあくまで日本史研究者としての立場からこの研究をしているのであって、韓国側では偽使研究が少ないという現象を考えると、韓国側の視点からみた、韓国の方のより深みのある研究が行われることが一番いいのではないかと私は思うんですけれど。

趙珖 ありがとうございます。田代先生どうぞ。

田代 2つほど質問があります。韓国の先生方に偽使の時代というものをもっと分かっていたいただくために、日本史研究者といえどもこれはやはり勉強しなければいけない。あるいは、これは明らかにしなければいけない問題というのが2つあると思います。

1つ。朝鮮側が統制できなかつたということをもっときちっと調べておかなければいけません。つまり文引の制というのは、パスポートですよ。対馬が持っていた。それをチェックする機能が朝鮮側になかった。なぜないのか、全く置こうとしなかったのか、置いたのだが、役人がやっていないのか、なぜ偽の使節はすり抜けて王城に行つて、まるで本当の使節団のようにのうのうと帰つて来れたのかということ、やはり偽使の動きの中から見つけていかなければいけません。

もう1つは29頁(最終報告書138頁)のところにある一元的、多元的という言葉についての伊藤さんの考え方なんですけれども、一元的、多元的という言い方は、中国の対外基準、朝鮮の対外基準ということについてつけられた名前なんです。いくら偽使が横行しようと、朝鮮側の対外基準、つまり多元的な関係は変わっていない。江戸時代も同じことです。文引を受けているのは、対馬宗氏。多元的です。日本国王使だけではなくて、対馬宗氏も受ける。これ多元的なのは同じなのです。ずっと続くのです。だから、この一元的とか多元的という言葉は、中国の、あるいは朝鮮の対外基準という言葉なんです。多元的とか一元的という言葉を使わないで、新しい言葉を作らなければいけません。

孫承喆 時間がなくて説明出来ませんが、多元的という用語で説明されていますが、朝鮮前期でも朝鮮後期でも朝鮮の立場からは日本側に多元的でした。それに変化がありませんでした。それは朝鮮の立場なので、日本側の新しい用語を考えなければならぬというご意見です。

田代 同じ言葉で書いてしまうと、混乱を招くのです。だから、新しい言葉、重層的とか単一的とかの表現で私は自分の著書で書いています。新しい言葉を考えてやらないといけま

せん。同一レベルで説明しては駄目だと思います。

趙珧 田代先生ありがとうございました。コメントされたものですので、特にお答は必要ないと思います。私が質問したいと思います。お渡した質問ペーパーの内容を要約してお伺いします。まず、偽使の概念がまだはっきりとしたものではないように思われます。偽使という時、朝鮮が彼らを認識したことをどうするのか、そして偽使として朝鮮を訪れた人々が自身をどう認識したのか、self recognition の問題です。self recognition が共に勘案された用語にならなければなりません、おそらく偽使たちが朝鮮に往来した後、自分の家に戻って子供たちに「朝鮮に偽の使臣として行ってきた」とはいわなかっただろうと思います。貿易をしてきた、といったことでしょう。したがって、偽使という概念自体に根本的に問題があるのではないかという気がします。

2つ目に偽使の類型に関してです。偽使の類型について9つに整理されていますが、1番目の場合は偽使とみなすには難しい面があると思います。当時の一般的な使臣に寄生する商人が存在したわけですから、それはそのまま認める必要があり、他の部分についても同一の基準ないし適切な用語に置き換えられないかと思い、修正意見を二つ申し上げます。一つは、通交ということを強調するために通交といっていたのを後になって取り除いた場合です。

3つ目の質問です。偽使の結果について少し疑問があるのですが、「国家財政を極度に圧迫した」という表現がありますけれども、「国家財政を極度に圧迫した」という具体的な史料が必要だと思います。私の考えでは国家財政ではなく慶尚道の財政であり、さらに特定するならば東萊府の財政です。それを国家財政にまで拡大することが可能なのか。

伊藤 おっしゃるように慶尚道の財政のことです。

趙珧 朝鮮朝の場合公の場合は中央政府ですが、地方政府は私として表現します。そのような点を勘案すると、国家財政と表現することは問題があると思います。最後に日本側参加者からコメントがありましたら、お聞かせいただければと思います。

伊藤 国家財政をどの程度圧迫したのか、具体的な史料というところ、今すぐ提示することはできませんが、少なくとも朝鮮王政府が世宗期にあれだけ厳しい通交統制を次々と打ち出す背景にはやはり倭人接待費用の増大というのはあったというのは確実だったと思いますので、もし史料があればどこかから見つけてきたいと思います。

六反田 今の財政の問題ですけれども、当時何をもちて国家財政といい、何をもちて慶尚道財政というかというのは今日的な観点からなかなか難しいところがあります。私が知っている限りでは、本来中央に持っていきべき田税を、慶尚道の場合には倭人の接待費用が必要だということで、持っていかないで全部釜山に集めて使っていたということで、それに関する史料はありますので、要はその史料を出せばよかっただけの話だと思います。だから、国家財政というのを安易に使ってしまっているから、そういう質問が来るのだということを、ちょっと慎重になってくださいということです。

趙珧 他に質問とかコメントがありましたらお願いします。

吉田 伊藤さんに対して、私、日本人で韓国史を研究している立場から質問です。先ほどの韓国の先生方からの批判にもありましたように、あくまでこれは日本から見た日本と朝鮮の外交関係ということになるわけです。それに関して、伊藤さんは、朝鮮側でも政治的、経済的な問題があったと答えられているわけですがけれども、当然外交ですから、これ国内の政治なのです。だから、先ほど例えば世宗の話が出てまいりましたけれども、もうちょっと具体的に何が朝鮮という国家、政府にとって必要な政治的、経済的な問題だったのかということについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

影響ということをおっしゃいましたけれども、それはあくまでも日本が中心になり、日本が主体で朝鮮側が客体になるのです。ところが、政治とか外交というのは、両方が主体なのです。その時に朝鮮側の政治的、経済的な政策であるとか、具体的な計画ですね、思惑、それがなかったら外交関係は成立しないのです。なぜかといいますと、先ほどから出てきているように、偽使ということがこの時代を動かしていたとするならば、朝鮮側がそれをなぜ利用しようとしたのか、偽使と分かっている場合でも認めているわけですから、それは単なる影響ではなくて、朝鮮側の主体性があるのです。その主体性は何かということについて、お考えがあったら聞かせていただきたいということです。

米谷 今の吉田先生との関係しまして、なんでこう偽使のようなものが横行してしまうのかとか、朝鮮側が事実上受け入れてしまっている理由なんですかけれども、それは結局外国人の来朝が王権の荘厳化、王権を飾る、王権の権威を高めるのだという意識が強いからだと思えます。この有無が実は日本と朝鮮の非常に違う点だと思います。日本の場合は、外国人というのは来てほしくない存在、これは豊臣秀吉以前ということは全然違っていて、豊臣秀吉以前は外国人は来るなという排除の意識です。豊臣秀吉以後になりますと、むしろ朝鮮と同じようにやってくる外国人を朝貢者に見立てて、それで豊臣政権なり徳川政権なりを飾り立てる要素に使うという、それ以前の日本と朝鮮とではやっぱりその意識が全然違う。それをちょっと強調して、それが偽使が横行した原因だと考えます。

趙珖 吉田先生、最後に簡単にお話ください。

吉田 その問題が15世紀から16世紀、果ては朝鮮通信使の問題にまで同じように言えるかどうかというのは歴史的には大変疑問であります。例えば、世祖の時にはそれで説明できるとしても、それ以後をすべてそれで説明できるのか、それから大体一番大きく脱落しているのは、やはり先ほども出てきたように中国との関係なのです。日本から見た朝鮮だけではありません。朝鮮というのは東アジアの中で日本とも中国とも琉球とも関係を結んでいるのです。それらの中で、日本と朝鮮との関係がどのような特徴を持っているかということを中心に置いた上で、では朝鮮側が日本を外交政策の上でどのように位置付けていたのか、それはどんな必要性があったのかということを考えることが必要ではないかと私は思っております。

趙珖 コメントありがとうございました。25分程時間を過ぎましたが午前中の発表はこれで終わりたいと思います。発表してくださった伊藤先生ありがとうございました。本日の討論が伊藤先

生の論文をより完璧なものにする上で参考になることを期待しています。ありがとうございました。